

# 事業年報

平成22年度

 厚生労働省 四国厚生支局

## はじめに

我が国においては、少子高齢化が急速に進行する中、健康で安心できる国民生活を確保していくためには、これを下支えする医療、介護、福祉、年金など社会保障制度が適正かつ効果的に機能することが強く求められており、各分野では、不断の制度見直しが行われております。

四国厚生支局は、平成13年1月の中央省庁の再編の際に社会保障政策を推進する厚生労働省のブロック行政機関の一つとして創設されました。

発足以来、厚生労働省の各種行政事務の移管を受けて順次組織改正がなされ、現在、香川本局と他の三県を管轄する事務所を設置し、健康福祉と麻薬取締に加え、良質な医療サービス確保のための行政を展開しております。

また、平成22年1月には、社会保険庁の廃止及び日本年金機構の発足に伴い組織を大きく再編し、年金関連業務を含めた地域総合ブロック行政機関として新たなスタートを切りました。

本書は、関係の皆様方に四国厚生支局の業務への理解を深めていただく一助になればとの思いで、平成22年度に当支局が実施した業務実績や関係資料をとりまとめたものです。

四国厚生支局は、地域の皆様の健康と生活の質の向上のために、厚生労働省の政策実施機関としての役割を全うすべく、今後とも業務改善や効率化に積極的に取り組んでまいります。

平成23年11月

厚生労働省 四国厚生支局長  
坂本 耕一

# 目 次

## 【第Ⅰ章 四国厚生支局の概要】

1	基本理念・行動指針	1
2	沿革	2
3	組織	3
4	所在地	4
5	主な業務	5
6	組織目標	8

## 【第Ⅱ章 業務の概要及び実績等】

### 1 総務課

(1)	国家試験について	10
(2)	中小企業等協同組合について	11
(3)	研修について	11
(4)	特例民法法人の指導及び監督について	12
(5)	国有財産の管理及び処分について	13

### 2 企画調整課

(1)	四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務について	15
(2)	四国地方社会保険医療協議会総会の運営について	15
(3)	四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」について	16
(4)	医療安全（診療関連死）について	17
(5)	四国東南海・南海地震対策連絡調整会議等について	17

### 3 年金管理課

(1)	日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可について	19
(2)	日本年金機構が行う滞納処分等の認可について	19
(3)	日本年金機構が行う立入検査等の認可について	20
(4)	日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可について	21
(5)	社会保険労務士に関する業務について	22
(6)	年金委員に関する業務について	22
(7)	学生納付特例事務法人に関する事務について	24
(8)	保険料納付確認団体に関する事務について	24
(9)	国民年金等事務取扱交付金の交付に関する事務について	25
(10)	日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付に関する事務について	26

<b>4</b>	<b>健康福祉課</b>	
	(1) 補助金等の交付に関する事務について	27
	(2) 各種養成施設等の指定及び監督について	30
	(3) 民生委員等の委嘱等事務について	34
	(4) 医療安全の普及・啓発について	35
	(5) 医療観察法による移送について	36
	(6) 医師確保関係について	37
<b>5</b>	<b>保険年金課</b>	
	(1) 健康保険組合に係る認可及び指導監督について	38
	(2) 全国健康保険協会支部に係る認可及び指導監督について	38
	(3) 厚生年金基金に係る認可及び指導監督について	39
	(4) 確定拠出年金、確定給付企業年金に係る承認 及び指導監督について	39
	(5) 国民年金基金に係る認可及び指導監督について	40
<b>6</b>	<b>管理課</b>	
	(1) 事務所が作成する業務の実施に関する計画の調整、 進捗管理及び分析等について	41
	(2) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び 指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に 係る情報の管理について	41
	(3) 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は 介護老人保健施設を開設する医療法人の監督について	41
	(4) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	42
	(5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の 技術的助言・指導監督について	42
	(6) 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について	43
<b>7</b>	<b>医療課</b>	
	(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督について	44
	(2) 特定機能病院に対する立入検査業務について	44
	(3) 国の開設する病院等の開設承認等について	44
<b>8</b>	<b>指導監査課</b>	
	(1) 保険医療機関・保険薬局等及び 保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について	46
	(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について	47
	(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	47
	(4) 四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営について	48

## 9 徳島事務所

- (1) 保険医療機関・保険薬局等及び  
保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について . . . 4 9
- (2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について . . . . 5 0
- (3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について . . . . 5 0
- (4) 四国地方社会保険医療協議会徳島部会の運営について . . . . 5 1

## 1 0 愛媛事務所

- (1) 保険医療機関・保険薬局等及び  
保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について . . . 5 2
- (2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について . . . . 5 3
- (3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について . . . . 5 3
- (4) 四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の運営について . . . . 5 4

## 1 1 高知事務所

- (1) 保険医療機関・保険薬局等及び  
保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について . . . 5 5
- (2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について . . . . 5 6
- (3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について . . . . 5 6
- (4) 四国地方社会保険医療協議会高知部会の運営について . . . . 5 7

## 1 2 麻薬取締部

- (1) 薬物事犯の取締について . . . . . 5 8
- (2) 鑑定について . . . . . 5 9
- (3) 正規麻薬等の指導・監督について . . . . . 5 9
- (4) 薬物中毒者対策について . . . . . 6 0
- (5) 薬物乱用防止啓発活動について . . . . . 6 1

## 1 3 社会保険審査官

- (1) 社会保険各法による保険者が行う処分決定に係る不服申立の  
審査請求決定事務について . . . . . 6 2

## 【第三章 資料編】

1	年金管理課関係	
(1)	管内国有財産（総務課所掌）一覧	6 3
(2)	日本年金機構四国ブロック本部及び 各年金事務所の所在地一覧	6 4
(3)	日本年金機構が行う立入検査等の認可実績内訳	6 5
(4)	日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の 認可実績内訳	6 5
2	健康福祉課関係	
(1)	平成22年4月1日現在養成施設(所)一覧	
①	指定栄養士・管理栄養士養成施設一覧	6 6
②	指定理容師及び美容師養成施設一覧	6 7
③	指定調理師養成施設一覧	6 9
④	指定保育士養成施設一覧	7 0
⑤	社会福祉士養成施設一覧	7 1
⑥	介護福祉士養成施設一覧	7 3
⑦	社会福祉主事養成機関一覧	7 5
⑧	精神保健福祉士養成施設一覧	7 6
⑨	保健師・助産師・看護師養成所の指定一覧	7 7
⑩	理学療法士・作業療法士養成施設指定一覧	7 8
⑪	臨床工学技士養成所指定一覧	7 9
⑫	言語聴覚士養成所指定一覧	8 0
⑬	歯科衛生士養成所指定一覧	8 1
⑭	歯科技工士養成所指定一覧	8 2
⑮	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設 認定一覧	8 3
⑯	柔道整復師養成施設指定一覧	8 4
⑰	製菓衛生師養成施設指定一覧	8 5
⑱	食品衛生管理者・食品衛生監視員登録養成施設一覧	8 6
(2)	必要医師数実態調査の概要（四国）	8 7

# 【第 I 章 四国厚生支局の概要】

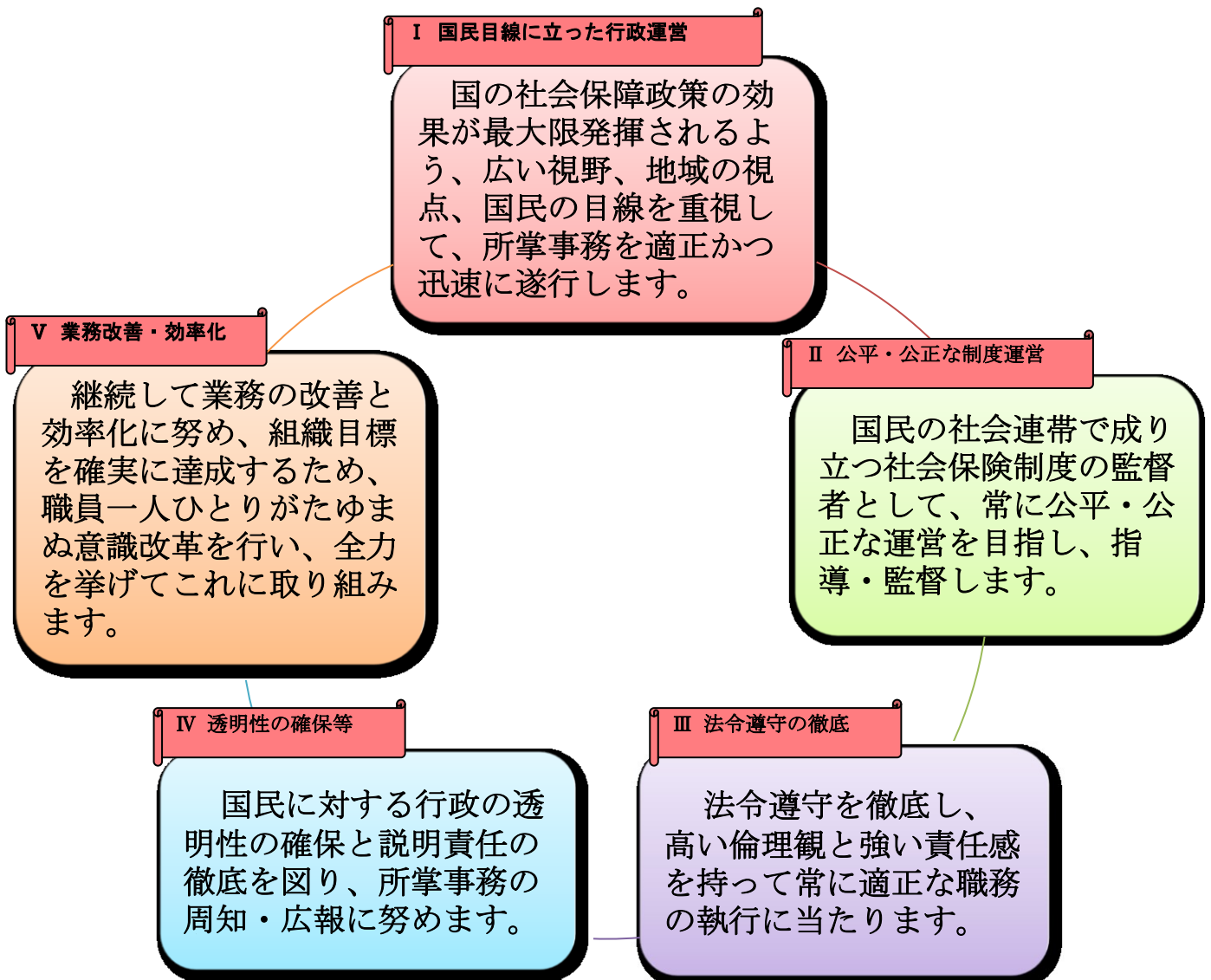
## 1 基本理念・行動指針

平成 22 年 4 月 6 日策定

### 基本理念

四国厚生支局は、国民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

### 行動指針



## 2 沿 革

平成13年1月6日に中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置され、併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより国の行政組織のスリム化、効率化を図ることとされたことから、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に8カ所地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、厚生労働省から社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

[本省から移管された事務]

- 医師等の国家試験に関する業務
- 国保の保険者・国保連合会の監督
- 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の監督

[旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務]

- 国立病院及び国立療養所に関する事務
- 麻薬等の取締に関する事務

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の1部5課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

その後、補助金の移管に伴い平成15年4月に組織細則が改められ総務課に助成第1係、助成第2係が設置されました。

平成16年4月、旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が独立行政法人国立病院機構に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに移管されました。

平成20年10月1日には社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管され、四国厚生支局の組織を再編し、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなり、管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

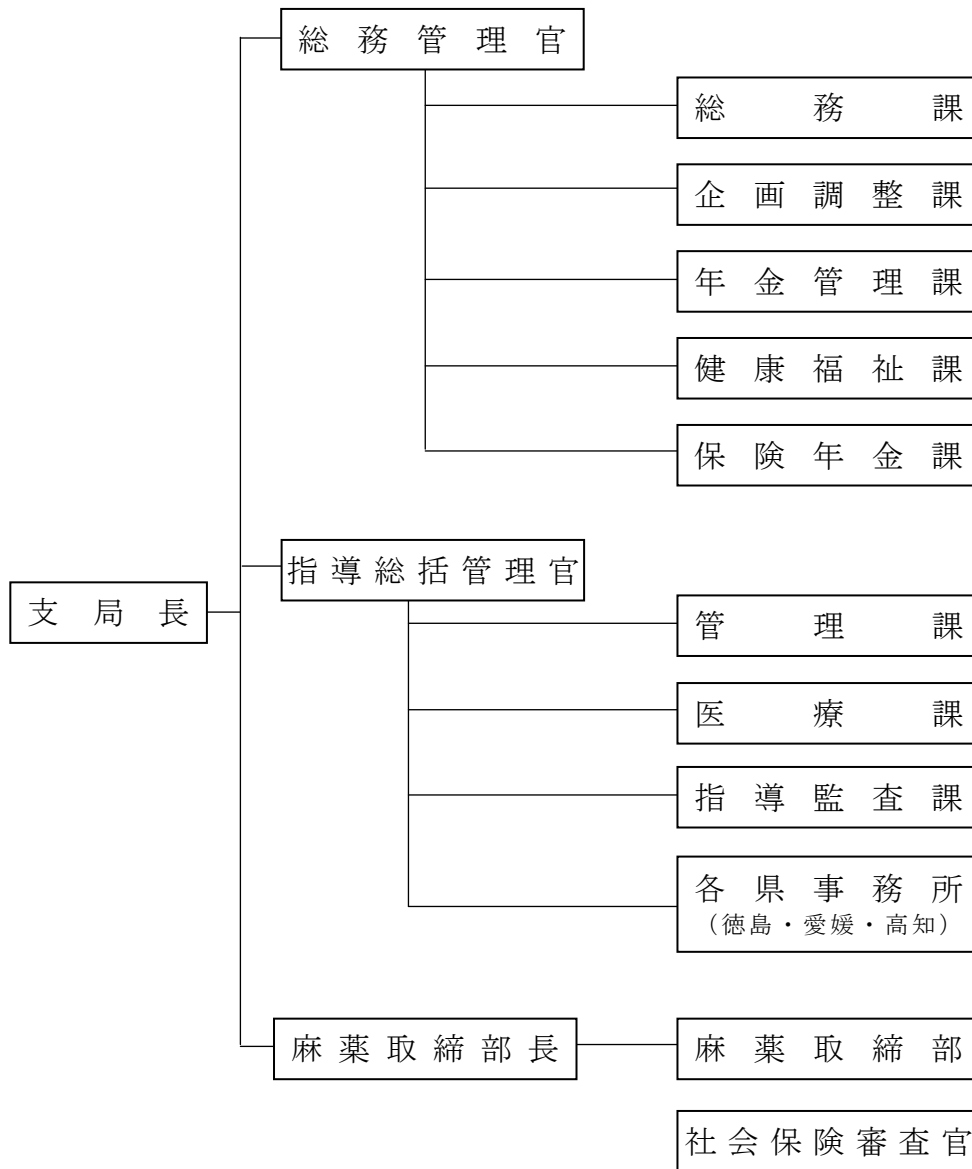
さらには、四国厚生支局の総合企画調整、医療構造改革推進等を担当する企画調整課の新設、保健福祉課から健康福祉課への名称変更がされました。

また、平成22年1月には社会保険事務局において実施されてきた年金関係業務等の移管といった組織再編がされ、年金管理課等の設置及び医療指導課から医療課へ名称変更がされ、現在の体制となっております。

なお、当局の管轄区域は、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県の4県となっております。



### 3 組 織



## 4 所在地

### ○高松サンポート合同庁舎

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号  
高松サンポート合同庁舎4階

交通機関 JR高松駅 徒歩3分

四国厚生支局ホームページ <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/>

麻薬取締官ホームページ <http://www.nco.go.jp/>

所属部署	電話番号	FAX番号
総務課・企画調整課	087-851-9565	087-822-6299
管理課	087-851-9501	087-822-6303
医療課	087-851-9502	087-822-6303
指導監査課	087-851-9593	087-823-8159
麻薬取締部 (「麻薬・覚せい剤」相談電話)	048-811-8910 (087-823-8800)	087-823-8810

### ○高松シンボルタワー

〒760-0019 香川県高松市サンポート2番1号  
高松シンボルタワー9・10階

交通機関 JR高松駅 徒歩3分

9階

所属部署	電話番号	FAX番号
保険年金課	087-851-9562	087-822-9577
年金管理課	087-851-9510	087-851-9512
社会保険審査官	087-851-9510	087-851-9512

10階

所属部署	電話番号	FAX番号
健康福祉課	087-851-9566	087-851-9508

### [県事務所]

徳島 事務所	住所	〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル5階		
	交通機関	JR徳島駅 徒歩2分		
	電話番号	088-602-1386	FAX番号	088-602-1672

愛媛 事務所	住所	〒790-0005 愛媛県松山市花園町3-21 朝日生命松山南堀端ビル7階		
	交通機関	JR松山駅 徒歩15分・伊予鉄南堀端駅 徒歩2分		
	電話番号	089-986-3156	FAX番号	089-986-3162

高知 事務所	住所	〒780-0870 高知県高知市本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル9階		
	交通機関	JR高知駅 徒歩15分・土佐電鉄堀詰駅 徒歩1分		
	電話番号	088-826-3116	FAX番号	088-826-3112

## 5 主な業務

### (総務課)

- ・ 四国厚生支局の総務、会計等に関すること
- ・ 四国厚生支局職員の人事、給与、研修、共済等に関すること
- ・ 各種国家試験に関すること

#### 国家試験の種類

医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、薬剤師

- ・ 四国厚生支局が保有する行政文書の情報公開等（ただし、管理課業務部分は除く。）に関すること
- ・ 中小企業等協同組合の設立認可等に関すること

### (企画調整課)

- ・ 四国厚生支局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること
- ・ 医療構造改革の推進に関すること
- ・ 四国地方社会保険医療協議会の運営に関すること
- ・ 医療安全に関する取組の普及・啓発（診療関連死の調査等に限る）に関すること

### (年金管理課)

- ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること
- ・ 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること
- ・ 日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること
- ・ 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること
- ・ 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること
- ・ 日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委託された事務を行うことが困難又は不適當となった場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関すること
- ・ 前記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること
- ・ 社会保険労務士に関すること
- ・ 年金委員に関すること
- ・ 政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること
- ・ 国民年金法第109条の2第1項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関すること
- ・ 国民年金法第109条の3第1項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第3項の規定による情報提供に関すること

- ・政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関する事

### (健康福祉課)

- ・保健衛生、福祉関係補助金等の執行に関する事

#### 補助金等の種類

結核医療費負担（補助）金、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金、保健衛生施設等施設整備費国庫補助金、保健衛生施設等設備整備費国庫補助金、保健衛生施設等災害復旧費補助金、児童扶養手当給付費負担金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、特別障害者手当等給付費負担金、婦人保護費国庫負担（補助）金、婦人相談所運営費負担金、児童入所施設措置費等負担金、保育所運営費負担金、社会福祉施設等施設整備費補助金、社会福祉施設等災害復旧費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金

- ・各種養成施設等の指定及び監督に関する事
- ・民生委員等の委嘱等事務に関する事
- ・医療安全の普及・啓発に関する事

### (保険年金課)

- ・健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金の認可、指導監督に関する事
- ・確定拠出年金（事業主に係るものに限る）、確定給付企業年金の承認、指導監督に関する事
- ・全国健康保険協会支部の指導監督に関する事

### (管理課)

- ・医療サービスの指導業務に係る総合調整及び情報管理に関する事
- ・2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等の指導監督に関する事
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導に関する事
- ・後期高齢者医療広域連合の指導及び社会保険診療報酬支払基金支部の監督に関する事

### (医療課)

- ・特定機能病院に対する立入検査に関する事
- ・国の開設する病院等の監督（開設承認、変更承認、構造設備の使用承認等）に関する事
- ・支局事務所等が行う指導監督事務の指導及び監督管理に関する事
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、特定事項に関する監督

### (指導監査課)

- ・香川県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・香川県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督、施設基準等の申請・届出事務に関すること
- ・香川県内の柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等に関すること
- ・四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営に関すること

### (県事務所)

- ・所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督、施設基準等の申請・届出事務に関すること
- ・所在県内の柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等に関すること
- ・所在県に置かれる四国地方社会保険医療協議会部会の運営に関すること

### ○麻薬取締部

- ・麻薬、覚せい剤等の取締り等及び薬物乱用防止の普及・啓発に関すること
- ・薬物等に関する相談

### ○社会保険審査官

- ・被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること
- ・標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること
- ・保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること
- ・国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること

## 四国厚生支局の組織目標

(平成22年5月12日 策定)

四国厚生支局のミッション：

四国厚生支局は、国民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与すること。

### 【今期（平成22年4月～平成22年9月）の組織目標】

	内容	推進する上での課題	備考
1	<p>【国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行する（行動指針Ⅰ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理プロセスの効率化を図り、行政サービスの迅速化を目指す。</li> <li>・方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。</li> <li>・行政相談・苦情等への丁寧な対応を目指す。</li> </ul>		
2	<p>【国民の社会連帯で成り立つ社会保険制度の監督者として、常に公平・公正な運営を目指し、指導・監督する（行動指針Ⅱ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の趣旨に則した有効な指導方法等の確立を目指す。</li> <li>・不適正事案の発生の防止及び是正の徹底を目指す。</li> <li>・支局内及び関係行政機関等との連携体制の強化を目指す。</li> </ul>		
3	<p>【法令遵守を徹底し、高い倫理観と強い責任感を持って常に適正な職務の執行に当たる（行動指針Ⅲ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づいた事務執行により行政手続上の瑕疵の排除を目指す。</li> <li>・行政判断の妥当性の確保を目指す。</li> <li>・公務に対する国民からの信頼の確保を目指す。</li> </ul>		
4	<p>【国民に対する行政の透明性の確保と説明責任の徹底を図り、所掌事務の周知・広報に努める（行動指針Ⅳ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民への情報提供について「見える化」「シンプル化」を目指す。</li> <li>・積極的な情報発信により四国厚生支局の認知度の向上を目指す。</li> <li>・丁寧な説明により社会保障政策の理解の促進を目指す。</li> </ul>		
5	<p>【継続して業務の改善と効率化に努め、組織目標を確実に達成するため、職員一人ひとりがたゆまぬ意識改革を行い、全力を挙げてこれに取り組む（行動指針Ⅴ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務におけるコスト削減・ムダ排除の徹底を目指す。</li> <li>・超過勤務の削減とリフレッシュ休暇取得の促進を目指す。</li> <li>・職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。</li> </ul>		

### 【人材育成等及び7つの能力向上のための取り組み】

	内容	備考
人材育成・組織活性化	・組織目標に「公務に対する国民からの信頼の確保を目指す。」「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
実態把握能力	・組織目標に「方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
コスト意識・ムダ排除能力	・組織目標に「所掌事務におけるコスト削減・ムダ排除の徹底を目指す。」「超過勤務の削減とリフレッシュ休暇取得の促進を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
コミュニケーション能力	・組織目標に「行政相談・苦情等への丁寧な対応を目指す。」「支局内及び関係行政機関等との連携体制の強化を目指す。」「丁寧な説明により社会保障政策の理解の促進を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
情報公開能力	・組織目標に「国民への情報提供について「見える化」「シンプル化」を目指す。」「積極的な情報発信により四国厚生支局の認知度の向上を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。 ・ホームページの改善等取り組む。	
制度・業務改善能力（アフターサービスの考え方）	・組織目標に「事務処理プロセスの効率化を図り、行政サービスの迅速化を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
政策マーケティング・検証能力	・組織目標に「方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。」「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
新政策立案能力	・組織目標に「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	

## 四国厚生支局の組織目標

(平成22年10月5日 策定)

四国厚生支局のミッション：

四国厚生支局は、国民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与すること。

### 【今期（平成22年10月～平成23年3月）の組織目標】

	内容	推進する上での課題	備考
1	<p>【国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行する（行動指針Ⅰ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理プロセスの見直しを図り、迅速な行政サービスの提供を目指す。</li> <li>・方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。</li> <li>・行政相談・ご意見等への懇切丁寧な対応を目指す。</li> <li>・国民からのご意見等を行政に反映し、国民にとって利便性のある体制構築を目指す。</li> <li>・「こなす業務」ではなく「常に先を見据えた業務」の徹底を目指す。</li> </ul>		
2	<p>【国民の社会連帯で成り立つ社会保険制度の監督者として、常に公平・公正な運営を目指し、指導・監督する（行動指針Ⅱ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の趣旨に則した有効な指導方法等の確立を目指す。</li> <li>・不適正事案の発生の防止及び是正の徹底を目指す。</li> <li>・組織内及び関係行政機関等との連携体制の強化を目指す。</li> <li>・あらゆるプレッシャーに耐えうる強固な精神力の育成を目指す。</li> </ul>		
3	<p>【法令遵守を徹底し、高い倫理観と強い責任感を持って常に適正な職務の執行に当たる（行動指針Ⅲ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づいた事務の執行を徹底し、行政手続上の瑕疵の排除を目指す。</li> <li>・行政判断の妥当性の確保を目指す。</li> <li>・公務に対する国民からより一層の信頼の確保を目指す。</li> <li>・常に知識の蓄積に努め資質の向上を目指す。</li> </ul>		
4	<p>【国民に対する行政の透明性の確保と説明責任の徹底を図り、所掌事務の周知・広報に努める（行動指針Ⅳ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民への情報提供について「見える化」「シンプル化」を目指す。</li> <li>・積極的な情報発信により四国厚生支局の認知度の向上を目指す。</li> <li>・明確かつ丁寧な説明を行い社会保障政策への更なる理解の促進を目指す。</li> </ul>		
5	<p>【継続して業務の改善と効率化に努め、組織目標を確実に達成するため、職員一人ひとりがたゆまぬ意識改革を行い、全力を挙げてこれに取り組む（行動指針Ⅴ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務におけるコスト削減・ムダ排除の徹底を目指す。</li> <li>・超過勤務の削減とリフレッシュ休暇取得の促進を目指す。</li> <li>・職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。</li> <li>・PDCAサイクルを推進し、常に念頭に置いた業務運営を目指す。</li> </ul>		

### 【人材育成等及び7つの能力向上のための取り組み】

	内容	備考
人材育成・組織活性化	・組織目標に「あらゆるプレッシャーに耐えうる強固な精神力の育成を目指す。」、「公務に対する国民からより一層の信頼の確保を目指す。」、「常に知識の蓄積に努め資質の向上を目指す。」、「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
実態把握能力	・組織目標に「方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。」、「国民からのご意見等を行政に反映し、国民にとって利便性のある体制構築を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
コスト意識・ムダ排除能力	・組織目標に「所掌事務におけるコスト削減・ムダ排除の徹底を目指す。」、「超過勤務の削減とリフレッシュ休暇取得の促進を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
コミュニケーション能力	・組織目標に「行政相談・ご意見等への懇切丁寧な対応を目指す。」、「組織内及び関係行政機関等との連携体制の強化を目指す。」、「明確かつ丁寧な説明を行い社会保障政策への更なる理解の促進を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
情報公開能力	・組織目標に「国民への情報提供について「見える化」「シンプル化」を目指す。」、「積極的な情報発信により四国厚生支局の認知度の向上を目指す。」、「明確かつ丁寧な説明を行い社会保障政策への更なる理解の促進を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。 ・ホームページの改善等取り組む。	
制度・業務改善能力（アフォービスの考え方）	・組織目標に「PDCAサイクルを推進し、常に念頭に置いた業務運営を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
政策マーケティング・検証能力	・組織目標に「方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。」、「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	
新政策立案能力	・組織目標に「国民からのご意見等を行政に反映し、国民にとって利便性のある体制構築を目指す。」、「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」、「PDCAサイクルを推進し、常に念頭に置いた業務運営を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。	

## 【第Ⅱ章 業務の概要及び実績等】

### 1 総務課

#### (1) 国家試験について

##### ①業務概要

四国厚生支局においては9種類（医師、助産師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、薬剤師）の国家試験業務を担当しています。

(ア) 試験会場の確保

(イ) 出願書類のチェック（受験資格審査、受験番号採番）

(ウ) 試験の実施（試験会場確保、監督員の配置、試験の進行、不正行為の防止）

(エ) 合格発表

国民の生命に直接影響を与える医療職種の資格取得に関わるものであり、公共性の高い業務です。

##### ②業務実績

試験の種類	試験日 (平成23年)	試験会場	受験者数 (名)	合格率 (%)
第105回医師	2月12日(土)	高松市市民文化センター	527	(89.3)
	2月13日(日)			87.9
	2月14日(月)			
第94回助産師	2月17日(木)	高松市市民文化センター	56	(97.2) 100.0
第97回保健師	2月18日(金)	高松市市民文化センター	702	(86.3) 92.3
第100回看護師	2月20日(日)	高松市市民文化センター	3,044	(91.8)
		高松大学		84.8
		高松南高等学校		
第57回臨床検査技師	2月23日(水)	高松市市民文化センター	286	(67.0) 71.3
第63回診療放射線技師	2月24日(木)	高松市市民文化センター	93	(71.1) 76.3
第46回理学療法士	2月27日(日)	高松市市民文化センター	585	(74.2) 69.2
第46回作業療法士	2月27日(日)	高松市市民文化センター	338	(70.9) 67.8
第96回薬剤師	3月5日(土)	徳島文理大学	68	(44.4)
	3月6日(日)			32.4

合格率の（ ）は全国平均



(2) 中小企業等協同組合について

①業務概要

実施する事業が厚生労働大臣の所管する法律に属するもので、四国内に主たる事務所を有する中小企業等協同組合の監督に関する業務を行っています。

(ア) 設立認可

(イ) 定款変更認可

②業務実績

平成22年度定款変更認可件数・・・14件

(3) 研修について

職員の資質向上のため、人事院等が実施する外部研修に積極的に参加させています。

また、講師を招聘しての支局内研修も実施しています。

①業務実績

研修名	期間	主催	参加者数
新規採用職員研修	平成22年4月2日～4月9日	人事院四国事務局	1名
新採用職員研修	平成22年4月7日～4月9日	人事院四国事務局	1名
中堅係員研修	平成22年5月31日～6月4日	人事院四国事務局	1名
情報公開・個人情報保護制度の運用及公文書等の管理に関する研修会	平成22年6月16日	四国行政評価局	3名
評価者講座	平成22年6月30日	総務省人事・恩給局	2名
「公務員倫理を考える」討議式研修	平成22年6月30日	人事院四国事務局	1名
勤務時間・休暇制度説明会	平成22年7月6日	人事院四国事務局	1名
倫理制度説明会	平成22年7月7日	人事院四国事務局	2名
サービス・懲戒制度説明会	平成22年7月7日	人事院四国事務局	1名
医療制度改革の行方	平成22年7月20日	四国厚生支局	54名
メンター養成研修	平成22年7月30日	人事院四国事務局	1名
評価能力向上研修《ロールプレイ編》	平成22年8月27日	人事院四国事務局	1名
健康安全担当研修会	平成21年6月16日	人事院四国事務局	1名
評価能力向上研修《応用編》	平成21年9月17日	人事院四国事務局	2名

心の健康づくりの研修	平成22年9月29日	人事院四国事務局	1名
係長研修	平成22年10月18日～10月21日	人事院四国事務局	1名
苦情相談担当官研修	平成21年10月19日	人事院四国事務局	1名
公務員倫理に関するセミナー	平成22年10月22日	倫理審査会	4名
セクシュアル・ハラスメント防止研修	平成22年11月11日	人事院四国事務局	1名
管理監督者研修	平成22年11月24日～11月26日	人事院四国事務局	1名
地方支分部局係長研修	平成23年1月25日～1月28日	厚生労働省	1名
評価能力向上研修 《ロールプレイ編》	平成23年2月4日	人事院四国事務局	3名
JST 基本コース指導者養成課程	平成23年2月14日～2月18日	人事院四国事務局	1名
公文書等の管理に関する法律の施行に関する研修	平成23年2月25日	厚生労働省	1名
接遇研修	平成23年3月4日	人事院四国事務局	1名
パーソネル・マネジメントセミナー（人事評価研修）	平成23年3月7日	人事院四国事務局	1名

#### (4) 特例民法法人の指導及び監督について

##### ①業務概要

特例民法法人に対する指導監査については、厚生労働大臣の権限を委任されている地方厚生(支)局長が行うこととされており次の項目について指導監査を行います。

- i 検査要領に基づく特例民法法人の業務及び財産の状況
- ii ガイドラインに基づく特例民法法人の役員の報酬
- iii 毎年度提出される事業計画書等の審査
- iv 特例民法法人に対する集団説明会
- v 公認会計士等による監査の活用

##### ②業務実績

平成22年度においては、11月に(社)高知県年金福祉協会、12月に(社)香川県年金福祉協会に対して検査要領に基づき定期検査を行いました。

定期検査の結果、(社)高知県年金福祉協会については、不適切な事案はありませんでしたが、(社)香川県年金福祉協会については、財務諸表に対する注記が記載されていなかったため、追加するよう指示を行いました。

③特例民法法人及び定期検査実施状況は次のとおりです。

都道府県	法人数	公益法人名	定期検査実施状況
徳島県	1 法人	(財)徳島県社会保険協会	平成23年度実施予定
香川県	2 法人	(財)香川県社会保険協会	平成23年度実施予定
		(社)香川県年金福祉協会	平成22年12月13日定期検査実施 (指摘事項：財務諸表に対する注記の追加を指示)
愛媛県	2 法人	(財)愛媛社会保険協会	平成24年度実施予定
		(社)愛媛県年金福祉協会	平成24年度実施予定
高知県	2 法人	(財)高知県社会保険協会	平成23年度実施予定
		(社)高知県年金福祉協会	平成22年11月10日定期検査実施 (指摘事項なし)

《参考》

平成20年12月1日より新しい公益法人制度が施行され、従来の社団法人財団法人は自動的に特例民法法人となりました。

新制度では、特例民法法人は平成25年11月末までに一般社団公益社団への移行を行わなかった場合は解散となることから、管内の特例民法法人は、移行期間までに一般社団への認可(民間有識から構成される国の公益認定等委員会都道府県の合議制の機関が基準を満たしているかの判断を行う)を得るために準備を進めています。

(5) 国有財産の管理及び処分について

①業務概要

国有財産については、国有財産全般を財務省が総括し、国有財産の管理処分については国有財産を所管する地方厚生(支)局長が行うこととされています。

未利用国有財産等の遊休資産の有効活用を図るため、厚生労働省内に遊休資産売却に関するプロジェクトチームが設置され、国有財産の円滑な管理及び早期売却処分の実施を推進するため、平成23年度から3ヶ年計画による短期集中的な取組を進めることになりました。

②業務実績

平成22年度においては、香川県の坂出船員保険保養所、愛媛県の内子船員保険保養所、高知県の保険課長宿舎、高知社会保険事務所長宿舎、瀬戸一般職員宿舎の5物件について売却準備を進め、平成22年5月28日に坂出船員保険保養所の入札公告を行い、同年6月22日に入札を執行したところ、1社の参加があり落札、同年6月30日付けで国有財産売買契約を締結しました(跡地は住宅型有料老人ホームとして活用)。

同年10月25日に高知県の3物件について入札公告を行い、同年12月1日に入札を執行したが、保険課長宿舎及び高知社会保険事務所長宿舎については、予定価格に達せず不落、瀬戸一般職員宿舎については、応札者の参加が無く不調の結果となりました。

平成23年3月17日に愛媛県の内子船員保険保養所の入札公告を行いました  
が、本省より3月11日に発生した東日本大震災の影響を踏まえ、当面、国有財産  
の売却等を行わないよう通知があり入札を中止しました。

管内の国有財産13件については、以下のとおりですが「第三章 資料編」もご  
覧下さい。

平成22年度管理国有財産一覧

県	物 件 名	所 在 地
徳島県	西麻植職員宿舎	徳島県吉野川市鴨島町西麻植字麻植市 143-3
	藍住職員宿舎	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 80-8
香川県	坂出船員保険保養所 (売却済)	香川県坂出市入船町1-2-31
愛媛県	今治社会保険事務所(上徳)公 務員宿舎	愛媛県今治市上徳字的場甲304-1
	宇和島社会保険事務所(丸穂) 公務員宿舎	愛媛県宇和島市丸穂町1丁目甲 290-1
	松山社会保険事務所(西長戸) 公務員宿舎	愛媛県松山市西長戸町字町田249-1
	内子船員保険保養所	愛媛県喜多郡内子町内子3682
高知県	耐火書庫	高知県高知市丸の内1-2-20
	保険課長宿舎	高知県高知市塩田町6-8
	福井一般職員宿舎	高知県高知市福井町2269-28
	高知社会保険事務所長宿舎	高知県高知市福井東町243-11
	厚生年金高知リハビリテーショ ン病院朝倉医員宿舎	高知県高知市朝倉本町2-589-2
	瀬戸一般職員宿舎	高知県高知市瀬戸西町3-111

※徳島県(2物件)、香川県(1物件)、愛媛県(4物件)、高知県(6物件)  
=合計13物件

《参考》

厚生労働省より、平成23年7月1日付をもって国有財産売却等を再開する旨の通  
知があり、今後売却を進めていきます。

## 2 企画調整課

### (1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務について

#### ①業務概要

企画調整課は平成20年10月の組織再編より設置され、主に四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し厚生労働省、関係機関との連絡調整や四国厚生支局内の取りまとめや調整を行っています。

#### ②業務実績

平成22年度においては、四国厚生支局の組織目標・行動指針・組織目標・各課等の業務計画の策定にあたり、企画・立案及び調整等を行いました。

また、公益通報への対応等の取扱いについては、四国厚生支局内の職員全員に周知徹底を図り、多種多様な業務が円滑かつ確実に遂行されるよう、対外的な調整や四国厚生支局内の取りまとめ等を実施しました。

### (2) 四国地方社会保険医療協議会総会の運営について

#### ①業務概要

社会保険医療協議会法（昭和25年法律47号）等の改正に基づき、平成20年10月から四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置され、所掌事務として、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議する事ができると定められています。

審議内容により「保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し」などを審議する「総会」と「保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）」を審議する「部会」で構成され、委員定数はそれぞれ20名と8名となっています。

「総会」の委員構成は支払側委員7名（保険者（3）、被保険者（3）、事業主を代表する委員（1））と診療側委員7名（医師（5）、歯科医師（1）、薬剤師を代表する委員（1））が、保険契約の両当事者として協議し、公益委員6名（公益を代表する委員）が両者を調整して合意を得るという三者構成となっています。

企画調整課は「総会」の庶務を担当しており、具体的には四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。

②業務実績

平成22年度における四国地方社会保険医療協議会総会の開催状況については、以下の通りです。

平成22年 7月 1日 第1回総会開催  
 (審議案件：保険医登録取消及び  
 元保険医療機関の指定取消相当 各1件)

平成22年 9月 3日 第2回総会開催  
 (審議案件：元保険医療機関の指定取消相当及び  
 元保険医登録取消相当 各1件)

平成22年10月14日 第3回総会開催  
 (審議案件：会長の選挙及び各県部会に属すべき  
 (臨時)委員について 各1件)

平成23年 3月23日 第4回総会開催  
 (審議案件：保険医療機関の指定取消及び  
 保険医登録取消 各1件)

(3) 四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」について

①業務概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」には、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであるから、企画調整課では四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容について、四国厚生支局内で情報を共有するよう周知し、一定期間ごとに取りまとめ厚生労働省へ報告を行っています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については、厚生労働省のホームページで公表しています。

②業務実績

平成22年度中に四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」は以下のとおりです。

「国民の皆様の声」を報告（連絡）した部局〈厚生労働省〉	件数
医 政 局	2
健 康 局	2
医 薬 食 品 局	3
社会・援護局（社会）	2
老 健 局	1
保 険 局	29
年 金 局	4
計	43

#### (4) 医療安全（診療関連死）について

##### ①業務概要

医療の安全の確保は、国民が安心して健康に暮らす上で欠かすことができないものです。

一方、医療事故は相次いで発生しており、場合によっては死亡などの不幸な結果につながるものもあり、我が国の医療政策上の重要課題です。

厚生労働省においては、医療の安全を確保するため、有識者からなる検討会の開催や国民の皆様からの意見を踏まえながら医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

##### ②業務実績

四国厚生支局においては、四国管内における医療機関等の医療安全に関する取組について情報収集を行い、有用な情報について厚生労働省医政局総務課医療安全推進室に情報提供を行いました。

#### (5) 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議等について

##### ①業務概要

四国東南海・南海地震対策連絡調整会議は、四国管内の防災関係機関が実施する東南海・南海地震対策について、情報の共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に会員機関26機関、オブザーバー機関8機関から構成される会議であり、四国厚生支局は同会議のプロジェクトのうち「広域的な救急医療体制に関する課題の抽出」を担当しています。

企画調整課は、平成20年度より同会議への出席並びに「広域的な救急医療体制に関する課題の抽出」プロジェクトに係る検討会の運営を行っています。

##### ②業務実績

平成22年10月29日（金）に検討会を開催し、国、四国4県の調整が必要と思われる事項について協議を行い、取りまとめを行いました。

また、取りまとめた内容については、平成23年3月14日（月）に開催予定の四国東南海・南海地震対策連絡調整会議にて発表することとなっていたが、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」（当時は東北地方太平洋沖地震）の影響で同会議が延期となっています。

なお、平成23年3月17日（木）に、東北地方太平洋沖地震への対応について、四国管区の国の出先機関等が一同に集まり、情報交換を行うことによって、情報共有及び今後の対策等の参考とする目的として「東北地方太平洋沖地震に関する緊急連絡会議」が開催され参加しています。

# 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議

## 【設立主旨】

国や地方公共団体の防災関係機関が実施するハード対策やソフト対策を連携、調整し、より計画的、効果的に実施することにより、いつ起こるかもしれない東南海・南海地震による被害を軽減し、被災後においても速やかな対応、復旧ができることを目的として、四国地方整備局を事務局として本会議を設立しました。

## 【検討項目】

部会名	検討項目
情報共有	地震・津波情報の収集、伝達方法
	地震発災後の被災情報の収集、共有
広域連携	防災対策基盤整備の効果的な推進
	応急復旧活動における広域連携
津波対策	沿岸地域における地震・津波対策
演習・広報 (幹事会)	広域合同演習・広報

## 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議

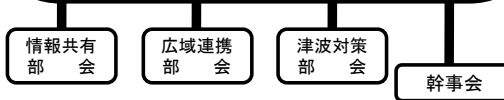
四国管内の防災関係機関が実施する東南海・南海地震対策について、情報共有及び施策の連携・調整を図るものである。

### ■ 連絡調整会議会員 26機関

四国管区警察局長、四国総合通信局長、四国財務局長、四国厚生支局長、中国四国農政局長、四国経済産業局長、四国地方整備局長、四国運輸局長、大阪航空局長、中国四国環境事務所高松事務所長、国税庁高松国税局長、林野庁四国森林管理局長、気象庁高松地方気象台長、海上保安庁第五管区海上保安本部長、第六管区海上保安本部長、陸上自衛隊第14旅団長、原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部四国支部長、国土地理院四国地方測量部長、徳島県危機管理局長、香川県防災局長、愛媛県民環境部長、高知県危機管理部長、徳島県警察本部長、香川県警察本部長、愛媛県警察本部長、高知県警察本部長

### ■ オブザーバー機関 8機関

日本銀行高松支店、西日本高速道路㈱四国支社、四国電力㈱、四国旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱四国支店、西日本電信電話㈱愛媛支店、㈱NTTドコモ四国、全国消防長会四国支部



【※課題に応じて専門部会を設置】

事務局 四国地方整備局



### 3 年金管理課

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」といいます。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、年金管理課が所掌しています。

#### (1) 日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可について

##### ①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」といいます。）の収納事務については、機構<sup>注1</sup>の「収納職員」に行わせることができる旨の規定や、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については、機構の「徴収職員」に行わせることができる旨の規定が関係法令に設けられています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部<sup>注1</sup>から各年金事務所<sup>注2</sup>等に配置する「徴収職員」及び「収納職員」について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 機構の組織は、本部が東京、年金事務所（旧社会保険事務所）が全国に312ヶ所、年金事務所の管理・支援等を行うブロック本部が北海道、宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡に設置されています。

(注2) 四国に設置されている四国ブロック本部及び各年金事務所の所在地については、「第三章 資料編」をご覧ください。

##### ②業務実績

平成22年4月から平成23年3月までの間（以下「平成22年度」といいます。）における徴収職員及び収納職員<sup>注1</sup>の認可実績は、次表のとおりです。

平成22年度実績	認可内容	認可人数
	徴収職員の認可	41名
	収納職員の認可	43名
	計	84名

(注1) 徴収職員として認可した者については、同時に収納職員としても認可しています。

#### (2) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可について

##### ①業務概要

機構が保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされ

ており、認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分<sup>注1</sup>）及び各年金事務所（緊急分<sup>注2</sup>）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

（注1）毎月一定の時期を定めて行われ、機構本部から一括して認可申請される分です。

（注2）事業の廃止や破産等で急を要するため、各年金事務所から個別に認可申請される分です。

## ②業務実績

平成22年度における滞納処分等の認可実績は、次表のとおりです。

平成22年度実績	認可内容		認可件数
	滞納処分等の認可（通常分）		50,804件
	滞納処分等の認可（緊急分）		43件
	計		50,847件

※平成23年3月分の国民年金滞納処分等認可申請（通常分）については、督促状の指定期限である4月に5件の認可を行っていますが、上記の実績件数に含めています。

## ③実施結果

機構が行った滞納処分については、機構本部で月単位として取りまとめを行い、翌月末までに地方厚生(支)局に対し報告がなされ、報告を受けた地方厚生(支)局は、認可後に滞納処分を執行した事案であるかの確認を行います。

年度	区 分		報告件数
平成22年度 実施結果	滞納 の 解消 状況	完納	273件
		分割納付	73件
		処分続行中	931件
	計	1,277件	

## (3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可について

### ①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から各年金事務所分をとりまとめた認可申請（通常分<sup>注1</sup>及び緊急分<sup>注2</sup>）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国ブロック本部から一括して認可申請される分です。

(注2) 各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国ブロック本部を経由して、その都度認可申請される分です。

## ②業務実績

平成22年度における立入検査等の認可実績<sup>注1</sup>は、次表のとおりです。

平成22年度実績	認可内容		認可件数
	立入検査等の認可（通常分）		9,547件
	立入検査等の認可（緊急分）		324件
	計		9,871件

(注1) 立入検査の認可実績の内訳については、「第三章 資料編」をご覧ください。

## ③実施結果

年度	区 分		報告件数 <sup>注1</sup>
	認可件数		9,099 件
平成 22 年度 実施結果	立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	2,212 件
		指摘無の事業所	5,397 件
		行方不明の事業所	111 件
		計	7,720 件
	未実施の事業所		1,379 件
	計		9,099 件

(注1) 認可有効期限が経過した平成22年4月から平成23年1月末までの10ヶ月間の実績です。

## (4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可について

### ①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から各年金事務所分をとりまとめた認可申請（通常分<sup>注1</sup>及び緊急分<sup>注2</sup>）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国ブロック本部から一括して認可申請される分です。

(注2) 障害の状態を診断させる調査など、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国ブロック本部を経由して、その都度認可申請される分です。

②業務実績

平成22年度における受給権者及び被保険者調査の認可実績<sup>注1</sup>は、次表のとおりです。

平成22年度実績	認可内容		認可件数
	受給権者等調査の認可（通常分）		158件
	受給権者等調査の認可（緊急分）		5件
	計		163件

（注1）受給権者及び被保険者調査の認可実績の内訳については、「第三章 資料編」をご覧ください。

（5）社会保険労務士に関する業務について

①業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣が行うものとされ、地方厚生（支）局長に委任されています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- i 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
  - ii 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
  - iii 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
  - iv 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
  - v 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
  - vi 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
  - vii 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等
- なお、平成22年度に不適切な案件はありませんでした。

《参考》四国厚生支局管内の社会保険労務士会会員数及び法人数の状況は、次表のとおりです。

（平成23年3月31日現在）

県名	会員数（単位：人）					社労士法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	112	5	21	17	155	2
香川県	198	3	51	19	271	2
愛媛県	240	12	48	31	331	6
高知県	106	0	42	18	166	0
計	656	20	162	85	923	10

（6）年金委員に関する業務について

①業務概要

年金委員とは、機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動<sup>注1</sup>を行い、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的としています。

年金委員は、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員<sup>注2</sup>と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員<sup>注3</sup>に区別され、いずれも厚生労働大臣より権限の委任を受けた地方厚生（支）局長が委嘱を行います。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に係る審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

(注1) 年金委員は、日本年金機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。

- i 日本年金機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
- ii 日本年金機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
- iii 日本年金機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
- iv 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
- v 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な業務

(注2) 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名としています。なお、任期はありません。

(注3) 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について、委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

## ②四国厚生支局管内の状況

平成22年度末の年金委員の委嘱数状況は、次表のとおりです。

(単位：人)

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	616	42	1,340
	徳島南	484		
	阿波半田	198		
香川県	高松西	830	85	2,768
	高松東	955		
	善通寺	898		
愛媛県	松山西	677	168	2,885
	松山東	489		
	新居浜	632		
	今治	486		
	宇和島	433		
高知県	高知東	431	43	1,444
	高知西	458		
	南国	287		
	幡多	225		
計		8,099	338	8,437

## (7) 学生納付特例事務法人に関する事務について

### ①業務概要

20歳以上の大学生等の方については、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金をうけることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境に整備が行われ、大学等が「学生納付特例事務法人」の指定を厚生労働大臣から受け、学生からの申請を代行できることになっており、厚生労働大臣の指定の権限は、地方厚生（支）局長に委任されています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- i 学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- ii 学生納付特例事務法人への改善命令
- iii 学生納付特例事務法人制度の普及・推進

### ②業務実績

平成22年度においては、平成22年9月に管内295校に対して四国厚生支局長名で協力依頼の通知を発出し、その後、徳島県の定時制高校より申請があり、平成22年10月に指定を行いました。

### ③学生納付特例事務法人指定状況

平成22年度末における学生納付特例事務法人の指定等の状況は、次表のとおりです。

県名	指定校名
徳島県	徳島県立富岡東高等学校
香川県	香川県立保健医療大学
愛媛県	愛媛大学
	愛媛十全医療学院
高知県	高知女子大学
	土佐情報経理専門学校
	土佐リハビリテーションカレッジ

《参考》なお、平成23年4月に協力依頼の通知を発出し、その後、3校より申請があり、徳島県の専修学校徳島県美容学校(23.5.10)、香川県の木田地区医師会附属准看護学院(23.6.6)及び香川大学(23.7.25)の指定を行っています。

## (8) 保険料納付確認団体に関する事務について

### ①業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、厚生労働大臣の指定を受け、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があります。

構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な

納付を促進することにより、年金受給権を確保することが目的であり、厚生労働大臣の指定等の権限は、地方厚生（支）局長に委任されています。

なお、平成22年度末現在、保険料納付確認団体の指定はありません。

(9) 国民年金等事務取扱交付金の交付に関する事務について

①業務概要

厚生労働省や機構が行う国民年金等の事務の一部については、以下のとおり市町村において実施しており、この事務の実施に要する費用については、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省から交付されています。

- i 厚生労働省が行う事務の一部について法律により市町村が行うこととされた事務に対する費用の交付

国民年金の基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行うこととなっています。法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は厚生労働省が交付することとされています。

- ii 国民年金事務に関して市町村の協力や連携のもとに実施した事務に対する費用の交付

法定受託事務に付随する事務や国民年金に関する相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、被保険者に対するサービス低下を来さぬよう、市町村が厚生労働省及び機構に対しての協力や連携のもとに事務を実施しています。その事務に対する経費については、厚生労働省が交付しています。

②業務実績

平成22年度における交付実績は、次表のとおりです。

法定受託事務に係る交付金

(単位：千円)

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県	24	144,077	98,294	45,783
香川県	17	151,242	102,126	49,116
愛媛県	20	262,943	179,901	83,042
高知県	34	157,332	102,136	55,196
計	95	715,594	482,457	233,137

協力・連携に係る交付金

(単位：千円)

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額 <sup>注1</sup>	精算交付額 <sup>注2</sup>
徳島県	24	16,742	10,009	6,733
香川県	17	16,530	11,075	5,455
愛媛県	20	33,902	24,078	9,824
高知県	34	18,585	11,254	7,331
計	95	85,759	56,416	29,343

(注1) 概算交付額とは、前年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額である。

(注2) 精算交付額とは、年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額である。

(10) 日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付に関する事務について

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」といいます。）が行い、日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務に必要な費用は、厚生労働省が交付することとされています。

四国厚生支局では、管内11事務指定市町村より提出された日雇特例被保険者交付金申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省へ報告を行っています。

②業務実績

平成22年度における交付実績は、次表のとおりです。

(単位：円)

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付額	
			申請件数	金額
徳島県	6	4	27	2,142
高知県	4	2	12	952
計	10	6	39	3,094

※ 香川県及び愛媛県には、事務指定市町村はありません。



#### 4 健康福祉課

##### (1) 補助金等の交付に関する事務について

###### ①補助金等の交付について

###### (ア) 業務概要

地方自治体を交付対象とする補助金等の執行事務は、厚生労働本省から地方厚生（支）局へ移管されています。具体的には結核医療費負担金や地方公共団体が整備する保健衛生施設、社会福祉施設等の施設・設備費の交付決定などの執行业務を四国厚生支局において行っています。

###### (イ) 業務実績

平成22年度の四国厚生支局における補助金等の業務実績は、次表のとおりです。

単位：円

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	64,986,585
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	5,682,891
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	14,764,650
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	887,668,335
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	23,933,491
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	6,090,423,123

補助金等名称	交付目的	交付決定額
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	3,088,973,505
保育所運営費負担金	保育所（私立）の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図る	10,949,385,138
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	34,398,899
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,236,635,430
婦人保護費国庫負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	30,321,443
婦人相談所運営費負担金		669,925
婦人保護費国庫補助金		20,176,983
保健衛生施設等施設整備費国庫補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	14,629,000
保健衛生施設等設備整備費国庫補助金		54,598,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	267,564,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象より被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	889,612,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金		23,300,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	7,657,000

## ②財産処分について

### (ア) 業務概要

補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、保健衛生施設、社会福祉施設等の国庫補助財産の財産処分については、地方厚生（支）局においてその承認審査を行っています。

### (イ) 業務実績

平成22年度の四国厚生支局における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
財産処分承認申請	12
包括承認事項における財産処分報告の受理	49
計	61

(2) 各種養成施設等の指定及び監督について

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する各種養成施設等について、関係法令等に基づく指定、監督等の業務を行っています。

①業務概要

表に掲げる養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

（平成22年4月1日現在の各養成施設（課程）一覧は第Ⅲ章資料編のとおり）

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	4(4)
栄養士養成施設	7(7)
理容師養成施設	11(11)
美容師養成施設	14(14)
調理師養成施設	10(10)
指定保育士養成施設	19(18)
社会福祉士養成施設（科目等確認大学を含む）	22(15)
介護福祉士養成施設（福祉系高等学校等を含む）	28(27)
社会福祉主事養成機関	1(1)
精神保健福祉士養成施設	2(1)
保健師助産師看護師養成所	28(23)
理学療法士養成施設	11(11)
作業療法士養成施設	9(9)
診療放射線技師養成所	0(0)
臨床検査技師養成所	0(0)
視能訓練士養成所	0(0)
臨床工学技士養成所	3(3)
言語聴覚士養成所	3(3)
義肢装具士養成所	0(0)
救急救命士養成所	0(0)
歯科衛生士養成所	8(8)
歯科技工士養成所	4(4)
あ・は・き 養成施設	2(2)
柔道整復師養成施設	2(2)
製菓衛生師養成施設	9(6)
食品衛生管理者養成施設	7(7)
食品衛生監視員養成施設	7(7)
計	211(193)

(注1) あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

(注2) 管理栄養士の4養成施設は栄養士国家試験の受験資格も得られます。

(注3) 食品衛生管理者養成施設と食品衛生監視員養成施設は同一課程のため、同一の養成施設で行われています。

## ②業務実績

### (ア) 指定等に関する事務

平成22年度の四国厚生支局における指定、変更の承認、変更届及び報告書の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

養成施設等の種別	指定	取消	変更承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	1	0	0	2	4
栄養士養成施設	1	0	3	6	6
理容師養成施設	0	0	2	11	11
美容師養成施設	0	0	2	21	14
調理師養成施設	0	0	0	0	10
指定保育士養成施設	0	1	20	0	19
社会福祉士養成施設 (科目等確認大学を含む)	20	0	0	14	(注2) 2
介護福祉士養成施設 (福祉系高等学校等を含む)	10	0	2	25	28
社会福祉主事養成機関	0	0	0	1	0
精神保健福祉士養成施設	2	0	2	0	0
保健師助産師看護師養成所	1	0	13	9	23
理学療法士及び作業療法士養成施設	0	0	21	5	11
臨床工学技士養成所	0	0	0	0	3
言語聴覚士養成所	0	0	4	1	3
歯科衛生士養成所	1	0	6	4	9
歯科技工士養成所	0	1	1	2	5
あ・は・き 養成施設 (注1)	0	0	2	2	2
柔道整復師養成施設	0	0	1	2	2
製菓衛生師養成施設	2	0	0	1	7
食品衛生管理者養成施設	0	0	0	5	
食品衛生監視員養成施設	0	0	0	5	
計	38	2	79	116	159

(注1) あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

(注2) 科目等確認大学については、報告書は提出することになっていません。

(イ) 指導監督に関する業務

平成22年度の四国厚生支局における養成施設等に対する指導調査の実績は、次表のとおりです。

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数	改善指導件数		
			該当施設数	文書指摘	口頭指摘
管理栄養士養成施設	4	1	1	1	0
栄養士養成施設	7	1	0	0	0
理容師養成施設	6	1	1	0	3
美容師養成施設	12	3	3	1	4
調理師養成施設	10	3	2	1	2
指定保育士養成施設	18	7	4	3	3
社会福祉士養成施設 (注3)	2	0	-	-	-
介護福祉士養成施設 (注4)	21	6	2	2	0
社会福祉主事養成機関	1	0	-	-	-
精神保健福祉士養成施設	1	0	-	-	-
保健師助産師看護師養成所	23	6	6	12	2
理学療法士養成施設	11	3	3	3	1
作業療法士養成施設	9	3	1	0	1
あ・は・き 養成施設 (注1)	2	1	1	0	1
柔道整復師養成施設	2	0	-	-	-
臨床工学技士養成所	3	1	1	0	2
言語聴覚士養成所	3	0	-	-	-
歯科衛生士養成所	8	2	1	1	0
歯科技工士養成所	4	0	-	-	-
製菓衛生師養成施設	5	1	1	0	1
食品衛生管理者養成施設	7	4	2	2	0
食品衛生監視員養成施設	7	4	2	2	0
計	166	47	31	28	20

(注1) あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

(注2) 理容師、美容師養成施設のうち、学校教育法における特別支援学校及び矯正施設に属するものは指導監督する対象施設数から除きます。

(注3) 社会福祉士養成施設のうち、科目等確認大学は指導監査する対象施設数から除きます。

(注4) 介護福祉士養成施設のうち、特例高等学校は指導監査する対象施設数から除きます。

(ウ) 介護技術講習実施届出等

介護技術講習実施変更届出書を 8 件、介護技術講習実施報告書を 14 件受理しました。

実施状況は、次表の実施施設において、延べ 48 回、修了者数 1,720 名です。

平成 22 年度介護技術講習実施届を 14 件受理しました。

介護技術講習実施施設一覧（平成22年度実施分）

県 別	No.	施 設 名
徳島県	1	四国大学短期大学部
	2	徳島健祥会福祉専門学校
香川県	3	香川短期大学
	4	四国医療福祉専門学校
	5	専門学校 穴吹パティシエ福祉カレッジ
	6	瀬戸内総合学院
	7	さぬき福祉専門学校
愛媛県	8	聖カタリナ大学
	9	今治明德短期大学
	10	松山東雲短期大学
	11	四国中央医療福祉総合学院
高知県	12	高知福祉専門学校
	13	龍馬看護ふくし専門学校
	14	平成福祉専門学校

(3) 民生委員等の委嘱等事務について

①業務概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、かつ、補欠（後任者等）の任期は前任者の在任期間とされていることから、3年ごとに一斉改選が行われています。

今年度は一斉改選の年にあたり、平成22年12月1日に一斉改選が行われ、その任期は平成25年11月30日までとなっています。

なお、四国厚生支局においては、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

(参考) 四国厚生支局管内の民生委員数（平成23年3月31日現在）

県 市		民生委員数	うち、主任 児童委員数
県	徳島県	1,998	181
	香川県	1,333	147
	愛媛県	2,643	296
	高知県	1,693	117
中核市	高松市	839	82
	松山市	975	85
	高知市	719	54
計		10,200	962

②業務実績

平成22年度における民生委員・児童委員の委嘱や解嘱等に関する業務の実績は、次表のとおりです（一斉改選分を含む）。

区 分	処 理 件 数
民生委員・児童委員の委嘱	10,360
民生委員・児童委員の解嘱	170
（うち主任児童委員の指名）	（981）
厚生労働大臣表彰状の授与	343
厚生労働大臣感謝状の授与	2,277
計	13,150



(4) 医療安全の普及・啓発について

①業務概要

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しています。

厚生労働省では平成13年度より毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置け医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、平成14年度から医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者等の資質の向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的として「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

②業務実績

平成22年12月7日(火)～12月8日(水)までの2日間において、医療安全管理者等の資質向上を図るため、初日は講義形式で行い二日目は受講生が積極的に参加することができるグループワーク研修を中心として「医療安全に関するワークショップ」を開催しました。

開催日：平成22年12月7日(火)～12月8日(水)

場所：サンポートホール高松第1小ホール

参加者数：264名

	プログラム	担当講師
一 日 目	「医療安全の基礎知識」 サブテーマ 「即、実行できる具体的エラー対策」	自治医科大学医学部メディカル シミュレーションセンター センター長 医療安全学教授 河野 龍太郎
	「安全管理体制の構築」「医療安全についての職員に対する研修の企画・運営」	社団法人東京都看護協会 会長 嶋森 好子
	「事故発生時の対応」	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター 臨床研究部長 芳賀 克夫
	「安全文化の醸成」 サブテーマ 「医療事故・事件の概要と提言」	医療の良心を守る市民の会 代表 永井 裕之
二 日 目	「医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価」	国立大学法人高知大学医学部 附属病院 専任リスクマネージャー 若狭 郁子
	グループワーク ① 事例1 転倒により急性硬膜下血腫となった事例 ② 事例2 経鼻胃管が誤挿入され、経管栄養剤の誤注入により重症肺炎となった事例	国立大学法人高知大学医学部 附属病院 専任リスクマネージャー 若狭 郁子 (補助講師) 徳島大学病院 鈴木 察子



## (6) 医師確保関係について

### ①業務概要

医師の確保に関すること及び地域医療の確保・推進に関する業務として、平成18年度に設立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応や、医療計画・健康増進計画等の見直し等に関して、管内県等に対する意見交換や各種の情報提供等を行っています。

### ②業務実績

(ア) 各県の臨床研修病院の医師確保対策の状況を把握する目的で、平成22年6月12日 中国四国厚生局主催の「平成22年度中国四国地区医師臨床研修病院合同説明会」に参加しました。

(イ) 各県が医師確保の目標を設定し、必要な医師を確保できるよう、地域における医師必要数の実態を把握する目的で、平成22年7月 厚生労働省医政局指導課が実施した「必要医師数実態調査」について、四国各県の状況を取り纏め報告しました。

(ウ) 「必要医師数実態調査」の結果を踏まえ、各県が設置する「地域医療支援センター（仮称）」で実施予定の事業の説明を行う参考として、既存実施事業の有無について、平成22年9月 厚生労働省医政局指導課が実施した調査の四国各県の状況を取り纏め報告しました。

(エ) 厚生労働省医政局指導課が行った「必要医師数実態調査」の結果等に関する説明を行う目的で、平成22年10月12日 四国厚生支局会議室にて中国・四国9県を招集し説明会を実施しました。

## 5 保険年金課

### (1) 健康保険組合に係る認可及び指導監督について

#### ①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導も行っており、昨年度に昭和62年度以来22年ぶりに健康保険組合の設立が1件ありました。

平成22年度は解散及び合併が生じた健康保険組合はありませんでした。

業務対象機関（平成22年度末現在）

健康保険組合 24組合

#### ②業務実績

四国厚生支局管内の平成22年度末における健康保険組合数は24組合で、約8.8万人が加入しています。

平成22年度は、全体の1/3に当たる8組合を対象に、医療費の適正化による財政の健全化を図るなどの実地指導を行いました。

申請書等の処理件数（平成22年度）

（単位：件）

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	17	101	325	65

### (2) 全国健康保険協会支部に係る認可及び指導監督について

#### ①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、従来「政府管掌健康保険」と称され、国が運営していましたが、平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され都道府県ごとに47の支部が設置されたことにより、四国厚生支局管内に所在する4支部の指導監督及び滞納処分に係る認可を行うこととなりました。

#### ②業務実績

全国健康保険協会支部が自ら滞納処分を行う場合は、滞納処分認可申請書を提出して認可を受けなければなりません。平成22年度は申請がありませんでした。

また、実地指導については、「全国健康保険協会支部の実地監査について」（平成22年1月7日付保保発第0107第1号厚生労働省保険局保険課長）通知に基づき、平成22年度は、1支部について保険者機能の強化を図るなどの実施指導を行いました。

(3) 厚生年金基金に係る認可及び指導監督について

①業務概要

厚生年金基金制度は、厚生年金の一部を国に代わって支給(代行部分)するとともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付(プラスアルファ部分)を行う年金制度で、昭和41年10月に施行しました。

また、厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

四国厚生支局では、厚生年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

業務対象機関 (平成22年度末現在)

厚生年金基金 19基金

②業務実績

四国厚生支局管内の平成22年度末における厚生年金基金数は19基金で、約7.2万人が加入しています。

平成22年度は、全体の1/3に相当する6基金を対象に財政運営の適正を図るなどの指導を行いました。

申請書等の処理件数 (平成22年度)

(単位:件)

区 分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
厚生年金基金	24	84	177	149

(4) 確定拠出年金、確定給付企業年金に係る承認及び指導監督について

①業務概要

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度であり、平成13年10月に施行されました。

また、確定給付企業年金は、平成14年4月から導入された制度で、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

四国厚生支局では、確定拠出年金(事業主に係るものに限る)、確定給付企業年金に係る承認等及び指導監督を行っています。

業務対象機関 (平成22年度末現在)

確定拠出年金(企業型)

76事業所

確定給付企業年金(基金型を含む。)

250事業所等

②業務実績

四国厚生支局管内の平成22年度末現在における確定拠出年金承認規約数は76規約で平成22年度中の新規承認規約数は10規約です。また、確定給付企業年金（基金型を含む。）承認規約数は250規約で平成22年度中の新規承認規約数は96規約です。

平成22年度では確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査を、書面監査3件、実地監査1件を行いました。

申請書等の処理件数（平成22年度）

（単位：件）

区 分	規約（改正を含む。）の承認	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定拠出年金	34	74		
確定給付年金	55	24	312	55

(5) 国民年金基金に係る認可及び指導監督について

①業務概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受け都道府県ごと（地域型）や業種別（職能型）に設立された公法人で、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乘せする給付を支給する制度として、平成3年5月に発足しました。

四国厚生支局では、国民年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

業務対象機関（平成22年度末現在）

国民年金基金 4基金

②業務実績

四国厚生支局管内の平成22年度末現在における国民年金基金数は4基金で、約1.5万人が加入しています。平成22年度は、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、加入員確保事業の推進に重点を置き、1基金に対し指導を行いました。

申請書等の処理件数（平成22年度）

（単位：件）

区 分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
国民年金基金	0	9	25	2

## 6 管理課

### (1) 事務所が作成する業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等について

#### ①業務概要

保険医療機関、保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び保険医、保険薬剤師（以下、「保険医等」という。）の指導監査業務を所掌する四国厚生支局管内の各県事務所（指導監査課を含む。）が作成する次年度の指導計画について、「指導大綱」に基づく計画となるよう医療課と協力して調整を行っています。

また、各県事務所を集めた会議を設ける等により、必要な情報の提供や実施状況の把握を行っています。

#### ②業務実績

平成22年度の保険医療機関等及び保険医等の指導業務の進捗状況の管理については、四県で統一的な指導計画が作成できるよう調整を行い、各県事務所（指導監査課を含む。）より、毎月進捗状況の報告を受け、指導監査業務の指導計画に係る実施状況の把握・分析管理を行いました。

### (2) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理について

#### ①業務概要

保険医療機関等の情報開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく、行政文書開示請求が申請された場合には、総務課と協力し、行政文書の写しの交付（開示）を行っています。（手数料が必要です。）

また、四国厚生支局のホームページに上記内容からピックアップし、医療指導部門にかかる各種情報を公開しています。

#### ②業務実績

医療指導部門に係る開示請求書件数 175件

※ホームページ情報については毎月更新して情報公開しています。

### (3) 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の監督について

#### ①業務内容

医療法人は医療法に基づく法人であり、設立認可事務は各都道府県知事が行っています。

ただし、2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合には厚生労働大臣の認可が必要です。

四国厚生支局では、管内の17法人に対し、医療法に基づき、定款等の変更等の許認可や決算届等の受理を行い、必要に応じ指導等を行っています。

②業務実績

定款変更認可 9件  
 各種届出受理 39件  
 事業状況報告書等の閲覧 20件

(4) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

①業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として検査を実施します。

実施時期については、「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとすべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、平成20年10月1日から、少なくとも3年に1回実施します。

なお、支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

②業務実績

検査実施状況 2支部

(5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

①業務概要

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については関係法令及び通知に基づき行われています。

四国厚生支局管内における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督については、保険料（税）収納率の向上、累積赤字の額の計画的な早期解消、診療報酬明細書の点検調査等の充実強化、保健事業の推進を重点事項とし、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び効果的な保健事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

②業務実績

助言指導	内 訳			
	県	市町村	国保組合	国保連合会
10	4	4	0	2



(6) 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

①業務概要

高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令の規定に基づき、地方厚生（支）局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

四国厚生支局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行うこととしています。

②業務実績

助言指導	内 訳			
	県	市町村	広域連合	国保連合会
14	4	4	4	2

## 7 医療課

### (1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督について

#### ①業務概要

四国厚生支局管内においては、平成23年3月31日現在、病院は490施設（内、歯科併設62施設）、医科診療所は2,974施設、歯科診療所は1,983施設（内、医科併設19施設）、薬局は1,673施設が保険医療機関等の指定を受け、249施設が指定訪問看護事業者の指定を受けています。また、医師は12,892人、歯科医師は3,338人、薬剤師は8,564人が保険医等の登録を受け、柔道整復師は988人が受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を受けています。

これら保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務については、指導監査課と徳島県、愛媛県及び高知県に所在する県事務所が担当しています。なお、特殊な事案については、県事務所等において単独で実施することが困難であることから、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、大学附属病院や指導を行っても改善が見られない保険医療機関等に対しては、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、業務が円滑に実施できるよう、県事務所等に対し、普段から業務指導や連絡調整等を行っています。

#### ②業務実績（平成22年4月～平成23年3月）

- ・ 特定共同指導…………… 2施設
- ・ 共同指導…………… 4施設

### (2) 特定機能病院に対する立入検査業務について

#### ①業務概要

特定機能病院に対する立入検査業務は、医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているかを検査し、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的としております。

なお、立入検査業務は、平成22年1月に中国四国厚生局から四国厚生支局へ業務が移管されています。

#### ②業務実績（平成22年4月～平成23年3月）

4施設

### (3) 国の開設する病院等の開設承認等について

#### ①業務概要

国が開設する病院、診療所及び助産所を開設しようとする場合や変更する場合には、医療法に規定する医療従事者の人員配置や建物設備等の構造設備の基準を満たしているか、厚生労働大臣の承認を受けることとされています。

なお、開設承認等業務は、前記(2)と同様、平成22年1月に中国四国厚生局から四国厚生支局へ業務が移管されています。

②業務実績（平成22年4月～平成23年3月受付件数）

- ・ 開設許可及び承認事項の変更等…………… 18件
- ・ 構造設備の使用許可…………… 56件
- ・ 通知の受理…………… 47件

## 8 指導監査課

(1) 保険医療機関・保険薬局等及び保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について

### ①業務概要

- ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。
- イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。
- ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

### ②業務実績

#### ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
医科・病院	1	1	2	3	0
医科・診療所	10	10	49	17	0
歯科	13	13	29	16	0
薬局	18	16	36	17	0

#### イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導	監査
件数	0	0	0

#### ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導	監査
件数	31	4	0

#### エ 行政上の措置の状況(取消・中止)

	取消(中止)		戒告		注意		取消(中止)相当	
	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等
医科	0	0	0	0	0	0	1	1
歯科	0	0	0	0	0	0	0	0
薬局	0	0	0	0	0	0	0	0
指定訪問看護事業者	0	0	0	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。

この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査(単独実施))

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	19	21	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在
件数	224	217	795	147	141	496	130	121	465

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	取消	22年度末現在
件数	2	0	0	0	38

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異動		22年度末現在
			転入	転出	
医師	65	10	131	157	3,115
歯科医師	5	3	25	10	805
薬剤師	45	7	58	57	2,255

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃止	22年度末現在
件数	53	29	353

(4) 四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会香川部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会香川部会の開催状況 12回

※実績は平成22年4月1日から平成23年3月31日までの分です。

## 9 徳島事務所

(1) 保険医療機関・保険薬局等及び保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について

### ①業務概要

ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

### ②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集团的個別指導	個別指導	監 査
医科・病院	0	0	6	3	0
医科・診療所	1 2	1 2	4 7	2 1	1
歯 科	5	6	3 6	1 8	0
薬 局	2 3	2 3	2 5	1 3	0

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導	監 査
件 数	0	0	0

ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導	監 査
件 数	5 7	3	1

エ 行政上の措置の状況(取消・中止)

	取消(中止)		戒 告		注 意		取消(中止)相当	
	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等
医 科	0	0	0	0	0	0	0	0
歯 科	0	0	0	0	0	0	0	0
薬 局	0	0	0	0	0	0	0	0
指定訪問看護事業者	0	/	0	/	0	/	0	/
柔道整復師	/	0	/	/	/	/	/	1

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。

この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査(単独実施))

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	27	29	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在
件数	258	265	798	136	132	453	94	81	353

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	取消	22年度末現在
件数	4	5	0	0	68

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異動		22年度末現在
			転入	転出	
医師	49	7	119	105	2,981
歯科医師	33	3	32	56	945
薬剤師	52	0	42	48	2,032

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃止	22年度末現在
件数	35	28	221



(4) 四国地方社会保険医療協議会徳島部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会徳島部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会徳島部会の開催状況 12回

※実績は平成22年4月1日から平成23年3月31日までの分です。

## 10 愛媛事務所

### (1) 保険医療機関・保険薬局等及び保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について

#### ①業務概要

- ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。
- イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。
- ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

#### ②業務実績

##### ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
医科・病院	1	1	7	4	0
医科・診療所	42	24	47	43	2
歯科	15	14	57	29	2
薬局	25	26	38	19	0

##### イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導	監査
件数	0	0	0

##### ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導	監査
件数	22	4	1

##### エ 行政上の措置の状況(取消・中止)

	取消(中止)		戒告		注意		取消(中止)相当	
	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等
医科	0	1	0	0	0	0	1	0
歯科	1	1	0	0	0	0	0	0
薬局	0	0	0	0	0	0	0	0
指定訪問看護事業者	0	/	0	/	0	/	0	/
柔道整復師	/	0	/	/	/	/	/	0

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。

この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査(単独実施))

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	28	48	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在
件数	394	389	1,237	230	233	722	115	104	491

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	取消	22年度末現在
件数	6	2	0	0	93

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異動		22年度末現在
			転入	転出	
医師	55	9	149	167	4,291
歯科医師	4	11	28	18	1,035
薬剤師	51	3	55	38	2,397

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃止	22年度末現在
件数	23	10	207

(4) 四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の開催状況 12回

※実績は平成22年4月1日から平成23年3月31日までの分です。

## 1 1 高知事務所

### (1) 保険医療機関・保険薬局等及び保険医・保険薬剤師等に対する指導・監査等について

#### ①業務概要

ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

#### ②業務実績

##### ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集团的個別指導	個別指導	監 査
医科・病院	0	0	5	6	0
医科・診療所	7	7	20	19	2
歯 科	7	7	30	15	1
薬 局	11	11	26	14	0

##### イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導	監 査
件 数	0	0	0

##### ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導	監 査
件 数	190	0	1

##### エ 行政上の措置の状況(取消・中止)

	取消(中止)		戒 告		注 意		取消(中止)相当	
	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等	機関	保険医等
医 科	0	0	0	0	0	0	0	0
歯 科	0	0	0	0	0	0	0	0
薬 局	0	0	0	0	0	0	0	0
指定訪問看護事業者	0	/	0	/	0	/	0	/
柔道整復師	/	0	/	/	/	/	/	1

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。

この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査(単独実施))

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	30	21	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在	指定	廃止等	22年度末現在
件数	182	176	634	112	105	374	93	81	364

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	取消	22年度末現在
件数	1	1	0	0	50

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異動		22年度末現在
			転入	転出	
医師	41	23	111	131	2,505
歯科医師	6	7	10	9	553
薬剤師	31	4	43	36	1,880

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃止	22年度末現在
件数	18	11	207

(4) 四国地方社会保険医療協議会高知部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会高知部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会高知部会の開催状況 12回

※実績は平成22年4月1日から平成23年3月31日までの分です。

## 1 2 麻薬取締部

### (1) 薬物事犯の取締について

#### ①業務概要

##### ア 薬物事犯の取締

麻薬取締部は、行政事務のほかに薬物犯罪に関する司法権を付与された麻薬取締官によって構成されている部署です。

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として次の法律で規定される薬物犯罪の取締りを行っています。

#### [薬物関連五法]

- ・麻薬及び向精神薬取締法 ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等
- ・大麻取締法 大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等
- ・あへん法 あへん、けし、けしがら等
- ・覚せい剤取締法 覚せい剤（シャブ、スピード、ヤーバ）等
- ・麻薬特例法 薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収等

及び

#### [刑法]

- ・第2編第14章あへん煙に関する罪

##### イ 各取締機関との連携

- ・麻薬取締協議会

昭和35年から、関係機関の担当者が出席して、毎年、「四国地区麻薬取締協議会」を開催しており、平成22年度は6月10日に徳島市において、厚生労働省、法務省、警察庁、財務省、海上保安庁、高松高等検察庁、各地方検察庁、四国管区警察局、各県警察本部、海上保安部、税関等28機関48名が出席し、各機関の取締りの実情等について情報交換を行い、薬物犯罪の手口、裁判例の分析及び捜査上の留意点について検討し、関係機関相互の連携を図りました。

- ・合同捜査

薬物事件の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、海上保安本部、税関）との合同捜査を実施しており、平成23年1月及び2月に、香川県警察本部刑事部と合同捜査を実施し、覚せい剤取締法違反（所持、使用）で2名を検挙しました。

#### ②業務実績（平成22年1～12月）

##### 薬物事犯の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
覚せい剤取締法	20件	17名
大麻取締法	7件	6名
計	27件	23名
(押収物)		



覚せい剤（粉末） 3.026 g  
乾燥大麻 75.964 g  
大麻草 65 株

## （2）鑑定について

### ①業務概要

薬物犯罪の捜査において、当該犯罪を立証するため、麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収された証拠品等の鑑定を実施しており、この鑑定は科学捜査の中核となる重要な業務です。

鑑定の主な業務としては、

- ア 押収した薬物に係る鑑定（定性分析、定量分析）
- イ 尿、汗、毛髪から規制薬物及びその代謝物に係る鑑定
- ウ 注射器やパイプ、秤量器具等の関係押収品の付着物に係る鑑定
- エ 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

です。押収した証拠品を鑑定した結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

### ②業務実績（平成22年1～12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、273件（検体数：386検体）です。

また、平成22年度においては、全国の麻薬取締部鑑定部門において各管轄地にて不正に流通する大麻の特有成分に係る含量調査を一斉に実施し、その結果については学会で発表しました。

## （3）正規麻薬等の指導・監督について

### ①業務概要

#### ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、その中には、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有し医薬品として医療分野に不可欠なものもあります。

そこで、これら薬物の使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に関するものみに限定し、その取扱者を免許、許可、届出制とし、適正な取扱いを行うべく不正ルートへの横流し等を無くし国民の健康被害を未然に防止しています。

これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行っており、また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務も行い、正規の取引であることを確認しています。

#### イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者、医療機関等に対する指導・監督に

については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬等取扱業者等に対する行政指導を行っています。

②業務実績（平成22年度中）

ア 許認可件数

・ 麻薬関係	149件
・ 向精神薬関係	6件
・ 麻薬向精神薬原料関係	8件
・ あへん関係	1件
・ 覚せい剤関係	4件
計	168件

イ 立入検査

・ 麻薬関係	
麻薬卸売業者	4件
麻薬小売業者	29件
病院・診療所	53件
飼育動物診療施設	2件
麻薬研究者	11件
計	99件
・ 向精神薬関係	
免許みなし一般販売業者	4件
免許みなし薬局	29件
病院・診療所	53件
飼育動物診療施設	2件
計	88件
・ 覚せい剤関係	
覚せい剤原料取扱者	4件
薬局	29件
病院・一般診療所	53件
飼育動物診療施設	2件
覚せい剤研究者	1件
計	89件

(4) 薬物中毒者対策について

①業務概要

薬物中毒者に対して各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物中毒や乱用に陥らないよう相談に応じるとともに必要な指導を行っています。

また、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、取締機関、行政機関等）の専門家による相談事例等の情報・意見交換を通じて、相談

業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

平成22年度は、9月27日に、「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を岡山市で開催し、精神保健指定医、保護観察官、警察官、保護司、保健所職員等が参加し、情報・意見交換を行いました。この会議は、中国地区と四国地区と毎年交互に開催しています。

さらに、「麻薬・覚せい剤相談電話」（TEL087-823-8800）を設置し、麻薬の等乱用者の家族などからの相談に応じています。

## （5）薬物乱用防止啓発活動について

### ①業務概要

#### ア 薬物乱用防止教室等への講師派遣

薬物乱用を阻止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する啓発指導として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

平成22年度においては、四国管内の小中学校1校（対象者数合計：約100名）、中学校5校（約1,020名）、高等学校1校（約450名）、大学校4校（約450名）、医師会1件（約60名）、保健所等5件（約240名）から依頼を受け、職員を派遣しました。

#### イ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動

2019年（平成31年）までに薬物乱用を根絶することを目指すとした「新国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、官民一体となり国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

平成22年度運動期間：6月20日～7月19日

#### ウ 不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲン」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることのないようにするため、けしの開花時期や大麻の成長期に合わせ5月1日～6月30日の間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、ポスター、リーフレット等配付し、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

#### エ 麻薬・覚せい剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚せい剤乱用防止運動を行っています。

平成22年度においては、11月12日に島根県松江市において「麻薬・覚せい剤乱用防止運動島根大会」を開催し、参加者一人ひとりに薬物乱用による危害を認識させるとともに、乱用防止に対して積極的な姿勢を喚起しました。この大会は、中国地区と四国地区と毎年交互に実施しています。

平成22年度運動期間：10月1日～11月30日

### 1 3 社会保険審査官

(1) 社会保険各法による保険者が行う処分決定に係る不服申立の審査請求決定事務について

#### ①業務概要

(ア) 社会保険審査官は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく審査請求事件（不服申立）について、社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定に基づいて審査事務を取り扱っています。

(イ) 平成22年1月から社会保険庁が廃止されたことにより、四国厚生支局の社会保険審査官が四国四県を管轄しています。

これに伴い、審査請求の対象となる決定を行う機関や、審査請求の窓口も変更になっています。（全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金などが行った処分については、変更ありません。）

	処 分 者	審 査 請 求 先	審 査 請 求 の 窓 口
社会保険庁廃止前 (～平成21年12月)	社会保険庁長官 社会保険事務局長 社会保険事務所長	社会保険審査官 (社会保険事務局に配置)	社会保険事務局 社会保険事務所
社会保険庁廃止後 (平成22年1月～)	厚生労働大臣 日本年金機構理事長	社会保険審査官 (地方厚生(支)局に配置)	地方厚生(支)局 日本年金機構 ブロック本部 日本年金機構の 年金事務所

(注 本表は旧社会保険庁関連の処分について整理したものです。)

#### ②業務実績

(ア) 審査請求書の年度別受付状況

年 度 別	20年度	21年度	22年度
受付件数	102	149	196

(イ) 平成22年度の処理状況

前年度より繰越件数	処理件数	取下件数	未処理件数(翌年度へ繰越)
50	205	12	29

## 【第三章 資料編】

### 1 年金管理課関係

#### (1)管内国有財産(総務課所掌)一覧

(平成23年 3月末現在)

県	物件名	住所	物件概要	財産	写真
徳島県	西麻植職員宿舎	徳島県吉野川鴨島町西麻植字麻植市143-3	(土地)264.49㎡ (建物)地上2階 コンクリートブロック建(S47.3)	普通財産	
	藍住職員宿舎	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前80-8	(土地)166.02㎡ (建物)なし	普通財産	
香川県	坂出船員保険保養所 平成22年6月30日 <b>売却済</b>	香川県坂出市入船町1丁目 2-31	(土地)1,595.65㎡ (建物)地上4階 鉄筋コンクリート建(S43.3)	普通財産	
愛媛県	今治社保(上徳)公務員宿舎	愛媛県今治市上徳字的場甲 304-1	(土地)654.25㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(S60.3)	普通財産	
	宇和島社保(丸穂)公務員宿舎	愛媛県宇和島市丸穂町1丁目甲 290-1	(土地)440.57㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(S60.3)	普通財産	
	松山社保(西長戸)公務員宿舎	愛媛県松山市西長戸町 249-1	(土地)468.45㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(H2.3)	普通財産	
	内子船員保険保養所 平成23年3月31日 入札中止	愛媛県喜多郡内子町内子 3682	(土地)9,986.65㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(S59.3)	普通財産	
高知県	耐火書庫	高知県高知市丸の内 1-2-20 (高知県庁内)	(土地)0㎡ (建物)鉄筋コンクリート陸屋根平屋建(S39.6)	普通財産	
	保険課長宿舎 平成22年12月1日 入札実施(不落)	高知県高知市塩田町 6-8	(土地)271.00㎡ (建物)木造平屋建(S42.3)	普通財産	
	福井一般職員宿舎	高知県高知市福井町 2269-28	(土地)341.32㎡ (建物)地上2階 コンクリートブロック建(S47.3)	普通財産	
	高知社保所長宿舎 平成22年12月1日 入札実施(不落)	高知県高知市福井東町 243-11	(土地)201.77㎡ (建物)木造平屋建(S43.3)	普通財産	
	厚生年金高知リハビリテーション病院朝倉医員宿舎	高知県高知市朝倉本町 2-589-2	(土地)362.94㎡ (建物)なし	普通財産	
	瀬戸一般職員宿舎 平成22年12月1日 入札実施(不調)	高知県高知市瀬戸西町3丁目 111	(土地)278.86㎡ (建物)なし	普通財産	

(2) 日本年金機構四国ブロック本部及び各年金事務所の所在地一覧

ブロック本部名	郵便番号	所在地
四国ブロック本部	760-0023	香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビルディング新館 2階

県名	年金事務所名	郵便番号	所在地
徳島県	徳島北年金事務所	770-8522	徳島県徳島市佐古三番町 12-8
	徳島南年金事務所	770-8054	徳島県徳島市山城西 4-45
	阿波半田年金事務所	779-4496	徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野 113
香川県	高松西年金事務所	760-8553	香川県高松市錦町 2-3-3
	高松東年金事務所	760-8543	香川県高松市塩上町 3-11-1
	善通寺年金事務所	765-8601	香川県善通寺市文京町 2-9-1
愛媛県	松山西年金事務所	790-8512	愛媛県松山市南江戸 3-4-8
	松山東年金事務所	790-0952	愛媛県松山市朝生田町 1-1-23
	新居浜年金事務所	792-8686	愛媛県新居浜市庄内町 1-9-7
	今治年金事務所	794-8515	愛媛県今治市別宮町 6-4-5
	宇和島年金事務所	798-8603	愛媛県宇和島市天神町 4-43
高知県	高知東年金事務所	780-8556	高知県高知市棧橋通 4-13-3
	高知西年金事務所	780-8530	高知県高知市旭町 3-70-1
	南国年金事務所	783-8507	高知県南国市大桶甲 1214-6
	幡多年年金事務所	787-0023	高知県四万十市中村東町 2-4-10

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可実績内訳

認 可		
平成22年度	未適用事業所への立入検査	367件
	適用事業所への事業所調査	8,883件
	情報提供による未適用事業所調査	325件
	情報提供による適用事業所調査	145件
	検査院の指摘による事業所調査	151件
	合 計	9,871件

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可実績内訳

認 可		
平成22年度	厚年法に規定する受給権者	78件
	厚年法に規定する障害の状態を診断させる者	0件
	国年法に規定する被保険者	0件
	国年法に規定する受給権者	75件
	国年法に規定する障害の状態を診断させる者	10件
	特別障害給付金の支給に関する法律に規定する特定障害者その他関係者	0件
	特別障害給付金の支給に関する法律に規定する障害の状態を診断させる者	0件
	合 計	163件

## 2 健康福祉課関係

平成22年4月1日現在養成施設（所）一覧

### 【栄養士・管理栄養士】

H22.4.1現在

番号	都道府県	名称	設置者	栄養士		管理栄養士		郵便番号	所在地	
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限			
				昼		昼				
1	徳島県	四国大学短期大学部生活科学科食物栄養専攻	学校法人 四国大学	40	2			771-1192	徳島市応神町古川字戒子野123-1	
2	徳島県	徳島文理大学短期大学部生活科学科食物専攻	学校法人 村崎学園	40	2			770-8514	徳島市山城町西浜傍示180	
3	香川県	香川短期大学生活文化学科食物栄養専攻	学校法人 尽誠学園	50	2			769-0201	綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地	
4	愛媛県	今治明德短期大学ライフデザイン学科食物栄養専攻	学校法人 今治明德学園	30	2			794-0073	今治市矢田甲688	
5	愛媛県	愛媛女子短期大学食物栄養科栄養課程	学校法人 創志学園	50	2			798-0022	宇和島市伊吹町馬場421	
6	愛媛県	松山東雲短期大学生活科学科食物栄養専攻	学校法人 松山東雲学園	80	2			790-0911	松山市桑原3-2-1	
7	高知県	高知学園短期大学生活科学学科	学校法人 高知学園	80	2			780-0955	高知市旭天神町292-26	
8	徳島県	徳島大学医学部栄養学科	国立大学法人 徳島大学			50	4	770-0042	徳島市蔵本町3-18-15	管理栄養士
9	徳島県	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科	学校法人 村崎学園			90	4	770-8514	徳島市山城町西浜傍示180	管理栄養士
10	徳島県	四国大学生生活科学部管理栄養士養成課程	学校法人 四国大学			70	4	771-1192	徳島市応神町古川字戒子野123-1	管理栄養士
11	高知県	高知女子大学健康栄養学部健康栄養学科	高知県			40	4	781-0111	高知市池2751番地1	管理栄養士



## 【理容師・美容師】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名称	設置者	総定員						郵便番号	所在地
				理容			美容				
				昼間	夜間	通信	昼間	夜間	通信		
1	徳島県	徳島県立徳島テクノスクール	徳島県	60			80			770-0053	徳島市南島田町2-25
2	徳島県	徳島県美容学校	徳島県美容業生活衛生同業組合				80		120	770-0022	徳島市佐古二番町3-5
3	徳島県	専門学校穴吹デザインビューティカレッジ	学校法人 穴吹学園				70		35	770-0852	徳島市徳島町2-20
4	香川県	香川理容学園	社団法人 香川理容学園	80						760-0075	高松市楠上町1-5-31
5	香川県	専修学校香川理容美容アカデミー	社団法人 西日本理容美容学園	80		60	80		120	762-0031	坂出市文京町1-8-32
6	香川県	香川県美容学校	香川県美容業生活衛生同業組合				160		180	760-0079	高松市松縄町1091-3
7	香川県	専門学校穴吹ビューティカレッジ	学校法人 穴吹学園				120		180	760-0020	高松市錦町1-3-5
8	愛媛県	社団法人東予理容美容専門学校	社団法人 東予理容美容専門学校	80		120	80		120	792-0017	新居浜市若水町2-3-44
9	愛媛県	愛媛県美容専門学校	学校法人 愛媛県美容学園				160		120	790-0037	松山市小栗6-1-26
10	愛媛県	社団法人宇和島美容学校	社団法人 宇和島美容学校				80		120	798-0071	宇和島市妙典寺前乙576
11	愛媛県	国際トータルビューティカレッジ	学校法人 河原学園	60			160			790-0001	松山市一番町1丁目1-1
12	高知県	高知理容美容専門学校	学校法人 高知理容美容学園	80		60	160		120	780-0972	高知市中万々85-3
13	高知県	国際デザイン・ビューティカレッジ	学校法人 龍馬学園				80		120	780-0935	高知市旭町2-22-58

### 【理容師・美容師（ろう学校）】

番号	都道府県	名称	設置者	総定員（入所資格）						郵便番号	所在地
				理容			美容				
				昼間	夜間	通信	昼間	夜間	通信		
1	徳島県	徳島県立聾学校理容師美容師養成所	徳島県	24中卒						770-0853	徳島市中徳島町2-104
2	香川県	香川県立聾学校高等部理容科	香川県	12中卒						761-8074	高松市太田上町513-1
3	愛媛県	愛媛県立松山聾学校高等部理容科	愛媛県	30中卒						799-2655	松山市馬木町2325
4	高知県	高知県立高知ろう学校	高知県	15中卒			15中卒			780-0972	高知市中万々78

### 【理容師・美容師（矯正施設）】

番号	都道府県	名称	設置者	総定員						郵便番号	所在地
				理容			美容				
				昼間	夜間	通信	昼間	夜間	通信		
1	愛媛県	春日理容学園		20中卒						791-0293	東温市見奈良1243-2

【調理師】

H22.4.1現在

番号	都道府県	名称	設置者	調理師										郵便番号	所在地	
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限			
				高校	昼間専門	昼間高等	夜間専門	夜間高等								
1	徳島県	徳島県立小松島西高等学校食物科	徳島県	70	3										773-0015	小松島市中田町原の下28-1
2	徳島県	平成調理師専門学校	学校法人 平成学園			50	1			50	1.5				770-0926	徳島市伊賀町2-19-2
3	香川県	坂出第一高等学校	学校法人 花岡学園	80	3										762-0032	坂出市駒止町2-1-3
4	香川県	キッス調理技術専門学校	学校法人 北川学園			30	2	40	1			20	1.5		760-0018	高松市天神前9-25
5	香川県	香川県立観音寺中央高等学校総合学科食物系列	香川県	40	3										768-0068	観音寺市天神町1-1-15
6	愛媛県	愛媛調理製菓専門学校	学校法人 愛媛学園			50	2	100	1			25	1.5		790-0876	松山市旭町107
7	愛媛県	今治精華高等学校	学校法人 今治精華学園	40	3										794-0055	今治市中日吉町2-1-34
8	愛媛県	松山城南高等学校	学校法人 松山学院	80	3										790-0923	松山市北久米町815
9	愛媛県	今治明德短期大学別科調理専修	学校法人 今治明德学園			40	1								794-0073	今治市矢田甲688
10	高知県	RKC調理師学校	学校法人 三谷学園			120	1	20	1	30	1.5	10	1.5		780-0985	高知市南久万58-1

【保育士】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業	郵便	所 在 地
				定員	年限		
1	徳島県	徳島文理大学短期大学部保育科	学校法人 村崎学園	70	2	770-8514	徳島市山城町西浜傍示180
2	徳島県	徳島文理大学人間生活学部児童学科	学校法人 村崎学園	110	4	770-8514	徳島市山城町西浜傍示180
3	徳島県	四国大学短期大学部幼児教育保育科	学校法人 四国大学	80	2	771-1192	徳島市応神町古川字戒子野123-1
4	徳島県	四国大学生生活科学部児童学科保育学コース	学校法人 四国大学	70	4	771-1192	徳島市応神町古川字戒子野123-1
5	徳島県	鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程 幼児教育専修	国立大学法人 鳴門教育大学	5	4	772-8502	鳴門市鳴門町高島字中島748
6	香川県	香川県立保育専門学院	香川県	50	2	761-8057	高松市田村町1156
7	香川県	香川短期大学子ども学科第Ⅰ部	学校法人 尽誠学園	60	2	769-0201	綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地
8	香川県	香川短期大学子ども学科第Ⅲ部	学校法人 尽誠学園	40	3	769-0201	綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地
9	香川県	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科保育士養成コース	学校法人 四国学院	40	4	765-8505	善通寺市文京町3-2-1
10	愛媛県	愛媛女子短期大学子ども学科	学校法人 創志学園	50	2	798-0025	宇和島市伊吹町馬場421
11	愛媛県	今治明德短期大学幼児教育学科	学校法人 今治明德学園	40	2	794-0073	今治市矢田甲688
12	高松市	高松短期大学保育学科	学校法人 四国高松学園	80	2	761-0194	高松市春日町960
13	高松市	高松大学発達科学部子ども発達学科	学校法人 四国高松学園	70	4	761-0194	高松市春日町960
14	高松市	香川大学教育学部学校教育教員養成課程 幼児教育コース	国立大学法人 香川大学	10	4	760-8522	高松市幸町1-1
15	松山市	松山東雲短期大学保育科	学校法人 松山東雲学園	100	2	790-8531	松山市桑原3-2-1
16	松山市	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科 子ども福祉専攻	学校法人 松山東雲学園	50	4	790-8531	松山市桑原3-2-1
17	松山市	聖カタリナ大学短期大学部保育学科	学校法人 聖カトリック学園	100	2	799-2496	松山市北条660
18	松山市	愛媛大学教育学部学校教育教員養成課程 保育士養成コース	国立大学法人 愛媛大学	12	4	790-8577	松山市文京町3
19	高知市	高知学園短期大学幼児保育学科	学校法人 高知学園	80	2	780-0955	高知市旭天神町292-26

【社会福祉士】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学定員	修業年限	郵便番号	所 在 地
				通信			
1	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 社会福祉学科通信課程	学校法人 穴吹学園	80	1年7月	760-0021	高松市西の丸町14-10
2	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院 社会福祉学科	学校法人 RWFグループ	100	1年8月	799-0422	四国中央市中之庄町1684-10

## 【社会福祉士】（科目等確認大学）

H22. 4. 1現在

※社会福祉に関する科目を定める省令の規定に基づき開講科目（実習演習科目）について、諸要件を満たしていることを確認した大学等

番号	都道府県	名称	設置者	入学定員	修業年限	郵便番号	所在地
				昼			
1	徳島県	徳島健祥会福祉専門学校 保育福祉学科	社会福祉法人 健祥会	20	3	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満347-1
2	徳島県	専門学校穴吹福祉医療カレッジ こども福祉学科社会福祉士専攻	学校法人 穴吹学園	20	3	770-0852	徳島市徳島町2-20
3	徳島県	徳島文理大学 保健福祉学部人間福祉学科	学校法人 村崎学園	40	4	770-8514	徳島市山城町西浜傍示180
4	徳島県	徳島大学歯学部口腔保健学科	国立大学法人 徳島大学	15	4	770-8504	徳島市蔵本町3丁目18番地の15
5	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ こども社会福祉学科社会福祉コース	学校法人 穴吹学園	20	3	760-0021	高松市西の丸町14-10
6	香川県	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科	学校法人 四国学院	130	4	765-8505	善通寺市文京町3-2-1
7	香川県	四国学院大学社会福祉学部子ども福祉学科	学校法人 四国学院	40	4	765-8505	善通寺市文京町3-2-1
8	香川県	香川短期大学生活文化学科生活介護福祉専攻ケアコース	学校法人 尽誠学園	40	2	769-0201	綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地
9	香川県	香川短期大学生活文化学科生活介護福祉専攻ウェルネスコース	学校法人 尽誠学園	40	2	769-0201	綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地
10	愛媛県	河原医療福祉専門学校 社会福祉科社会福祉士コース	学校法人 河原学園	15	3	790-0014	松山市柳井町3-3-13
11	愛媛県	河原医療福祉専門学校 社会福祉科精神保健福祉士コース	学校法人 河原学園	15	3	790-0014	松山市柳井町3-3-13
12	愛媛県	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科	学校法人 松山東雲学園	20	4	790-8531	松山市桑原3-2-1
13	愛媛県	松山大学人文学部社会学科社会福祉士課程	学校法人 松山大学	16	4	790-8578	松山市文京町4番地2
14	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻	学校法人 聖カタリナ学園	20	4	799-2496	松山市北条660番地
15	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻	学校法人 聖カタリナ学園	60	4	799-2496	松山市北条660番地
16	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部健康福祉マネジメント学科福祉マネジメント専攻	学校法人 聖カタリナ学園	30	4	799-2496	松山市北条660番地
17	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部健康福祉マネジメント学科	学校法人 聖カタリナ学園	50	4	799-2496	松山市北条660番地
18	高知県	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科	高知県	30	4	781-8515	高知市池2751番地1
19	高知県	高知福祉専門学校 社会福祉学科	学校法人 すみれ学園	80	3	780-0832	高知市九反田8-15
20	高知県	龍馬看護ふくし専門学校 福祉保育学科 社会福祉士受験資格取得コース	学校法人 龍馬学園	20	3	780-0056	高知市北本町1-5-3

【介護福祉士】（福祉系高校及び特例高校を含む）

H22.4.1現在

番号	都道府県	名称	設置者	入学	修業	郵便	所在地
				定員	年限		
1	徳島県	四国大学短期大学部生活科学科介護福祉専攻	学校法人 四国大学	50	2	771-1192	徳島市応神町古川字戎子野123-1
2	徳島県	徳島健祥会福祉専門学校介護福祉学科	社会福祉法人 健祥会	120	2	779-3105	徳島市国府町東高輪天満347-1
3	香川県	四国学院大学専門学校福祉学科	学校法人 瀬戸内学院	40	2	767-8512	三豊市高瀬町大字下勝間2379
4	香川県	さぬき福祉専門学校介護福祉学科	社会福祉法人 厚仁会	40	2	763-0085	丸亀市飯野町東分2700
5	香川県	四国医療福祉専門学校介護福祉学科	学校法人 すみれ学園	40	2	761-8064	高松市上之町2-12-30
6	香川県	香川短期大学生生活文化学科生活介護福祉専攻ケアコース	学校法人 尽誠学園	40	2	769-0201	綾歌郡宇多津町浜1-10
7	香川県	香川短期大学専攻科福祉専攻	学校法人 尽誠学園	30	1	769-0201	綾歌郡宇多津町浜1-10
8	香川県	専門学校穴吹パティエ福祉カレッジ介護福祉学科	学校法人 穴吹学園	35	2	760-0021	高松市西の丸町14-10
9	愛媛県	今治明德短期大学ライフデザイン学科介護福祉コース	学校法人 今治明德学園	40	2	794-0073	今治市矢田甲688
10	愛媛県	河原医療福祉専門学校介護福祉科	学校法人 河原学園	80	2	790-0014	松山市柳井町3-3-13
11	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻	学校法人 聖カタリナ学園	20	4	799-2496	松山市北条660
12	愛媛県	松山東雲短期大学生生活科学科介護福祉専攻	学校法人 松山東雲学園	40	2	790-8531	松山市桑原3-2-1
13	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院介護福祉学科	学校法人 RWFグループ	40	2	799-0422	四国中央市中之庄町1684-10
14	高知県	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科介護福祉課程	高知県	30	4	781-8515	高知市池2751-1
15	高知県	高知福祉専門学校介護福祉学科	学校法人 すみれ学園	40	2	780-0832	高知市九反田8-15
16	高知県	平成福祉専門学校介護福祉学科	社会福祉法人 長い坂の会	80	2	780-8087	高知市針木北1-14-30
17	高知県	龍馬看護ふくし専門学校介護福祉学科	学校法人 龍馬学園	40	1	780-0056	高知市北本町1-5-3

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入 学	修 業	郵便	所 在 地
				定 員	年 限		
18	徳島県	小松島西高等学校 福祉科	徳島県	3	35	773-0015	小松島市中田町原の下28の1
19	香川県	高松南高等学校 福祉科	香川県	3	30	761-8084	高松市一宮町5 3 1番地
20	香川県	尽誠学園高等学校 福祉科	学校法人 尽誠学園	3	40	765-0053	善通寺市生野町855-1
21	愛媛県	松山城南高等学校 福祉科	学校法人 松山学院	3	40	790-8550	松山市北久米町815
22	徳島県	城西高等学校 総合学科 ケア・メディカル系列2	徳島県	3	15	770-0046	徳島市鮎喰町2-1
23	徳島県	鳴門第一高等学校 総合学科 福祉系列	徳島県	3	16	772-0003	鳴門市撫養町南浜字馬目木58番地
24	香川県	飯山高等学校 総合学科・福祉サービス系列	香川県	3	27	762-0083	丸亀市飯山町下法軍寺664-1
25	愛媛県	北条高等学校 総合学科・生活福祉系列	愛媛県	3	26	799-2493	松山市北条辻600-1
26	愛媛県	川の石高等学校 総合学科・福祉サービス系列	愛媛県	3	20	796-0201	八幡浜市保内町川の石1番地112
27	愛媛県	新居浜南高等学校 総合学科・福祉サービス系列	愛媛県	3	24	792-0836	新居浜市篠場町1-32
28	高知県	室戸高等学校 総合学科・ふくしデザイン系列	高知県	3	16	781-7102	室戸市室津221



## 【社会福祉主事】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学 定員	修業 年限	郵便 番号	所 在 地
				昼間			
1	香川県	さぬき福祉専門学校 介護福祉学科	社会福祉法人 厚仁会	40	2	763-0085	丸亀市飯野町東分2700

## 【精神保健福祉士】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学 定員	修業年限	郵便 番号	所 在 地
				通信			
1	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院 精神保健福祉学科 短期養成課程	学校法人 RWFグループ	50	9月	799-0422	四国中央市中之庄町1684-10
2	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院 精神保健福祉学科 一般養成課程	学校法人 RWFグループ	50	1年8月	799-0422	四国中央市中之庄町1684-10

【保健師・助産師・看護師】

H22.4.1現在

番号	都道府県	名称	設置者	保健師		助産師		看護師(3年課程)		看護師(3年課程定時制)		看護師(2年課程)		看護師(2年課程定時制)		看護師(2年課程通信制)		統合カリキュラム(保健師・看護師)		昼夜等の別	郵便番号	所在地
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限			
1	徳島県	健康保険鳴門看護専門学校	(社)全国社会保険協会連合会					40	3											昼間	772-0002	鳴門市撫養町齊田字見白36-1
2	徳島県	徳島県立看護学院	徳島県										100	3						夜間	770-0046	徳島市鮎喰町2-41-6
3	徳島県	徳島県立看護学院	徳島県												250	2				通信	770-0046	徳島市鮎喰町2-41-6
4	徳島県	徳島県立看護専門学校	徳島県					40	3											昼間	770-0042	徳島市蔵本町1-10
5	徳島県	独立行政法人国立病院機構東徳島病院附属看護学校	(独)国立病院機構					40	3											昼間	779-0193	板野郡板野町大寺字大向北1-1
6	香川県	香川看護専門学校	(学)尽誠学園					40	3											昼間	765-0053	善通寺市生野町920-1
7	香川県	香川看護専門学校	(学)尽誠学園									40	2							昼間	765-0053	善通寺市生野町920-1
8	香川県	専門学校穴吹医療カレッジ	(学)穴吹学園														40	4		昼間	760-0020	高松市錦町1-22-23
9	香川県	専門学校穴吹医療カレッジ	(学)穴吹学園												250	2				通信	760-0020	高松市錦町1-22-23
10	香川県	四国医療専門学校	(学)大麻学園					40	4											昼間	769-0205	綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1
11	香川県	高松市医師会看護専門学校	(社)高松市医師会										40	3						夜間	760-0018	高松市天神前4-14
12	香川県	独立行政法人国立病院機構善通寺病院附属看護学校	(独)国立病院機構					80	3											昼間	765-0001	善通寺市仙遊町2-1-1
13	愛媛県	愛媛県立看護専門学校	愛媛県					30	3											昼間	799-0422	四国中央市中之庄町1684-3
14	愛媛県	宇和島看護専門学校	(財)正光会					40	3											昼間	798-0025	宇和島市伊吹町甲594-3
15	愛媛県	今治看護専門学校	(社)今治市医師会					80	3											昼間	794-0026	今治市別宮町7-3-2
16	愛媛県	今治看護専門学校	(社)今治市医師会									40	2							昼間	794-0026	今治市別宮町7-3-2
17	愛媛県	十全看護専門学校	(財)積善会					30	3											昼間	792-0004	新居浜市北新町2-77
18	愛媛県	松山看護専門学校	(社)松山市医師会					40	3											昼間	790-0014	松山市柳井町2-88-1
19	愛媛県	松山看護専門学校	(社)松山市医師会										40	3						昼間	790-0014	松山市柳井町2-88-1
20	愛媛県	松山赤十字看護専門学校	日本赤十字社					40	3											昼間	790-0823	松山市清水町3-90
21	愛媛県	専修学校愛媛医療専門大学校	(学)河原学園					80	4											昼間	790-0005	松山市花園町3-6
22	愛媛県	東城看護専門学校	(財)新居浜精神衛生研究所										40	3						夜間	792-0828	新居浜市松原町13-47
23	愛媛県	独立行政法人国立病院機構愛媛病院附属看護学校	(独)国立病院機構					40	3											昼間	791-0281	東温市見奈良1545-1
24	高知県	高知県医師会看護専門学校	(社)高知県医師会									80	2							昼間	781-0270	高知市長浜6193
25	高知県	高知県立幡多看護専門学校	高知県					25	3											昼間	787-0785	宿毛市山奈町芳奈3-2
26	高知県	黒潮医療専門学校	(福)黒潮福祉会					40	3											昼間	787-0771	四万十市有岡字石場2252-1
27	高知県	龍馬看護ふくし専門学校	(学)龍馬学園					40	3											昼間	780-0056	高知市北本町1-5-3
28	高知県	独立行政法人国立病院機構高知病院附属看護学校	(独)国立病院機構					40	3											昼間	780-8077	高知市朝倉西1-2-25

【理学療法士・作業療法士】

H22.4.1現在

番号	都道府県	名称	設置者	理学療法士				作業療法士				郵便番号	所在地
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限		
				昼		夜		昼		夜			
1	徳島	徳島医療福祉専門学校	学校法人 勝浦学園	40	3			40	3			771-4307	勝浦郡勝浦町大字三溪字平128-1
2	徳島	徳島健祥会福祉専門学校	社会福祉法人 健祥会	40	3			40	3			779-3105	徳島市国府町東高輪字天満369-1
3	香川	専門学校穴吹リハビリテーションカレッジ	学校法人 穴吹学園	40	3			40	3			761-8056	高松市上天神町722-1
4	香川	四国医療専門学校	学校法人 大麻学園	30	4			30	4			769-0205	綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1
5	愛媛	愛媛十全医療学院	財団法人 積善会	40	3			40	3			791-0301	東温市南方561番地
6	愛媛	四国中央医療福祉総合学院	学校法人 RWFグループ	40	3			40	3			799-0422	四国中央市中之庄町1684-10
7	愛媛	専修学校愛媛医療専門学校	学校法人 河原学園	40	4			40	4			790-0005	松山市花園町3-6
8	高知	高知リハビリテーション学院	学校法人 高知学園	70	4			40	4			781-1102	土佐市高岡町乙1139-3
9	高知	高知医療学院	医療法人 新松田会	40	3							781-0270	高知市長浜6012-10
10	高知	土佐リハビリテーションカレッジ	学校法人 土佐リハ学院	40	4			40	4			781-5103	高知市大津乙2500番地2
11	高知	黒潮医療専門学校	社会福祉法人 黒潮福祉会	40	3							787-0771	四万十市有岡字石場2252番1

【臨床工学技士】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業	入学	修業	郵便	所 在 地
				定員	年限	定員	年限		
					昼		夜		
1	香川	四国医療福祉専門学校	学校法人 すみれ学園	40	3			761-8064	高松市上之町2丁目12番30号
2	愛媛	四国医療技術専門学校	学校法人 すみれ学園	40	3			790-0808	松山市若草町6-1
3	高知	四国医療工学専門学校	学校法人 すみれ学園	40	3			780-0823	高知市菜園場町7番13号

【言語聴覚士】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業	入学	修業	郵便 番号	所 在 地
				定員	年限	定員	年限		
1	愛媛	愛媛十全医療学院	財団法人 積善会	30	2			791-0385	東温市南方561番地
2	愛媛	四国中央医療福祉総合学院	学校法人 RWFグループ	40	3			799-0422	四国中央市中之庄町1684-10
3	高知	高知リハビリテーション学院	学校法人 高知学園	40	4			781-1102	土佐市高岡町乙1139-3

## 【歯科衛生士】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業	入学	修業	郵便	所 在 地
				定員	年限	定員	年限		
				昼	夜				
1	徳島	徳島歯科学院専門学校	社団法人 徳島県歯科医師会	40	3			770-0003	徳島市北田宮1丁目8番65号
2	徳島	四国歯科衛生士学院専門学校	財団法人 四国歯科衛生士学院	20	3			770-8023	徳島市勝占町外敷地16-36
3	徳島	専門学校穴吹福祉医療カレッジ	学校法人 穴吹学園	30	3			770-0852	徳島市徳島町2-20
4	香川	香川県歯科医療専門学校	社団法人 香川県歯科医師会	50	3			760-0020	高松市錦町2-8-38
5	香川	瀬戸内総合学院 歯科衛生学科	学校法人 瀬戸内学院	40	3			767-8512	三豊市高瀬町下勝間2379
6	香川	専門学校穴吹医療カレッジ	学校法人 穴吹学園	40	3			760-0020	高松市錦町1-22-23
7	愛媛	松山歯科衛生士専門学校	学校法人 山本学園	40	3			790-0001	松山市一番町1-4-1
8	愛媛	専修学校愛媛医療専門大学校	学校法人 河原学園	40	3			790-0005	松山市花園町3-6

【歯科技工士】

H22.4.1現在

番号	都道府県	名称	設置者	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	郵便番号	所在地
				昼		夜			
1	徳島	徳島歯科学院専門学校	社団法人 徳島県歯科医師会	20	2			770-0003	徳島市北田宮1-8-65
2	香川	香川県歯科医療専門学校	社団法人 香川県歯科医師会	20	2			760-0020	高松市錦町2-8-38
3	愛媛	専修学校愛媛医療専門学校	学校法人 河原学園	20	2			790-0005	松山市花園町3-6
4	高知	高知県歯科技工専門学校	社団法人 高知県歯科医師会			15	3	780-0066	高知市比島町4丁目5-20



【あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	学校名	設置者	あんま				あんま、はり、きゅう				はり、きゅう				郵便番号	所在地
				定員 昼	修業 年限	定員 夜	修業 年限	定員 昼	修業 年限	定員 夜	修業 年限	定員 昼	修業 年限	定員 夜	修業 年限		
1	香川	四国医療専門学校	学校法人 大麻学園					30	高卒 3			60	高卒 3	30	高卒 3	769-0205	綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1
2	愛媛	愛媛医療福祉専門学校	学校法人 河原学園									56	高卒 3			790-0014	松山市柳井町3-3-13

## 【柔道整復師】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	学 校 名	設 置 者	定員 昼	修業 年限	定員 夜	修業 年限	郵便 番号	所 在 地
1	香川	四国医療専門学校	学校法人 大麻学園	60	3	30	3	769-0205	綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1
2	愛媛	愛媛医療福祉専門学校	学校法人 河原学園	60	3			790-0014	松山市柳井町3-3-13

## 【製菓衛生師】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名称	設置者	入学定員	修業年限	郵便番号	所在地
				昼			
1	徳島県	専門学校穴吹テザインビユーティカルツ パティシエ・ペーカリー学科	学校法人 穴吹学園	30	2	770-0852	徳島市徳島町2丁目20番地
2	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 衛生専門課程 製菓衛生学科	学校法人 穴吹学園	35	1	760-0021	高松市西の丸町14-10
3	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 衛生専門課程 パティシエ・ペーカリー学科	学校法人 穴吹学園	35	2	760-0021	高松市西の丸町14-10
4	愛媛県	愛媛調理製菓専門学校製菓衛生師課程	学校法人 愛媛学園	80	1	790-0876	松山市旭町107
5	愛媛県	愛媛調理製菓専門学校製菓衛生師専門課程	学校法人 愛媛学園	32	2	790-0876	松山市旭町107
6	愛媛県	国際パティシエ・ブランツェ専門学校パティシエ・ブランツェ科	学校法人 河原学園	40	1	790-0012	松山市湊町3-5-1
7	愛媛県	国際パティシエ・ブランツェ専門学校パティシエ・ブランツェ 本科	学校法人 河原学園	40	2	790-0012	松山市湊町3-5-1
8	愛媛県	今治明德短期大学ライテザイン学科製菓製パンコース	学校法人 今治明德学園	20	2	794-0073	今治市矢田甲688
9	高知県	高知情報ビジネス専門学校製菓製パン科	学校法人 龍馬学園	35	2	780-0056	高知市北本町1-12-6

## 【食品衛生管理者・食品衛生監視員】

H22. 4. 1現在

番号	都道府県	名称	設置者	入学定員	修業年限	郵便番号	所在地
				昼			
1	徳島県	徳島大学医学部栄養学科	国立大学法人 徳島大学	50	4	770-8503	徳島市蔵本町3-18-15
2	徳島県	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科	学校法人 村崎学園	90	4	770-8514	徳島市山城町西浜傍示180
3	徳島県	四国大学生生活科学部管理栄養士養成課程	学校法人 四国大学	70	2	771-1192	徳島市応神町古川字戎子野123-1
4	香川県	香川大学農学部応用生物科学科食品衛生コース	国立大学法人 香川大学	無	4	761-0795	木田郡三木町大字池戸2393
5	愛媛県	愛媛県立医療技術大学保健科学部臨床検査学科	愛媛県	20	4	791-2101	伊予郡砥部町高尾田543
6	愛媛県	愛媛大学農学部生物資源学科応用生命化学専門教育コース食品衛生監視員プログラム	国立大学法人 愛媛大学	無	4	790-8566	松山市樽味3-5-7
7	高知県	高知大学農学部農学科食料科学コース及び生命化学コース食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得課程	国立大学法人 高知大学	無	4	783-8502	南国市物部乙200

# 必要医師数実態調査の概要(四国)

平成22年9月29日

## I 必要医師数実態調査について

### 1 調査の目的

本調査は、全国統一的方法により各医療機関が必要と考えている医師数の調査を行うことで、地域別・診療科別必要医師数の実態、求人理由や求人方法の傾向、求人しているにもかかわらず充足しない理由、短時間正規雇用の導入状況等を把握することにより、医師確保対策を一層効果的に推進していくための基礎資料を得ることを目的としており、厚生労働省が実施した調査としては初めてのものである。  
 なお、本調査の結果の概要は、四国管内の医療機関から提出された人数をそのまま集計したものである。

### 2 調査の期日

平成22年6月1日現在

### 3 調査対象

病院及び分娩取扱い診療所(552施設)

### 4 回収の状況

調査対象医療機関は、病院492施設、分娩取扱い診療所60施設の計552施設であり、調査票提出医療機関は、病院441施設、分娩取扱い診療所46施設の計487施設であった。

回収率は、病院89.6%、診療所76.7%の合計88.2%であった。

	調査対象医療機関数 A	調査票提出医療機関数 B	回収率 B/A
病院	492 施設	441 施設	89.6 %
分娩取扱い診療所	60 施設	46 施設	76.7 %
計	552 施設	487 施設	88.2 %

### 5 用語の定義

用語	定義
勤務形態	
正規雇用	1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本(いわゆるフルタイム)とし、期間の定めのない労働契約を締結している場合の勤務形態
短時間正規雇用	正規雇用の医師に比し、その所定労働時間が短いものの時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の換算方法等が正規雇用の医師と同等で、期間の定めのない労働契約を締結している場合の勤務形態
非常勤	正規雇用、短時間正規雇用以外の勤務形態 ※ 非常勤は、週当たり延べ勤務時間数を40時間で除して常勤換算している
現員医師数	調査時点において、医療機関に従事している正規雇用医師数、短時間正規雇用医師数、非常勤医師を合計した医師数 ※ 医療法にいう臨床研修を受けている医師(初期臨床研修医)は除く
必要医師数	地域医療において、現在、医療機関が担うべき診療機能を維持するために確保しなければならない医師数 ※ 初期臨床研修医は調査の対象外
必要求人医師数	必要医師数のうち、調査時点において、求人しているにもかかわらず充足されていない医師数
必要非求人医師数	必要医師数のうち、調査時点において、求人していない医師数

## II 調査の結果

### 1 現員医師数の状況について

調査票の提出のあった医療機関の現員医師数は6,535人で、勤務形態別の内訳は正規雇用5,324人、短時間正規雇用153人、非常勤1,058人であった。

現員医師数に対する短時間正規雇用医師の割合は2.3%であった。

女性医師については、

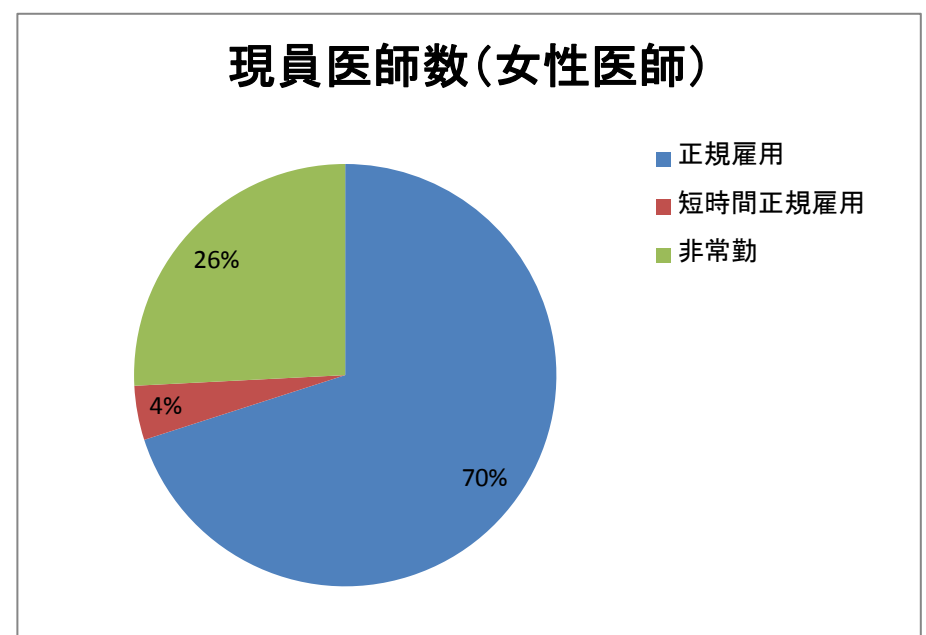
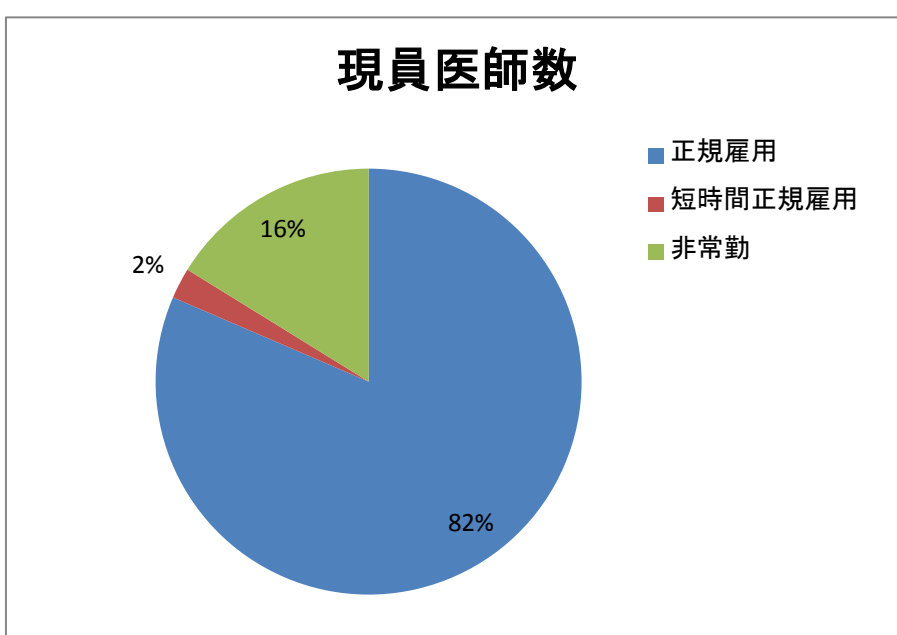
- ・女性医師は1,155人で、現員医師数に対する割合は17.7%
- ・短時間正規雇用医師のうち女性医師は48人で短時間正規雇用医師数に対する割合は31.4%であった。

また、分娩取扱い医師(再掲)は246人で、勤務形態別の内訳は正規雇用218人、短時間正規雇用4人、非常勤24人であった。

なお、現員医師数に初期臨床研修医は含めていない。初期臨床研修医は全国に約15,000人程度おり、毎年約7,600人程度が研修を終えて医療現場に従事している。

単位:人

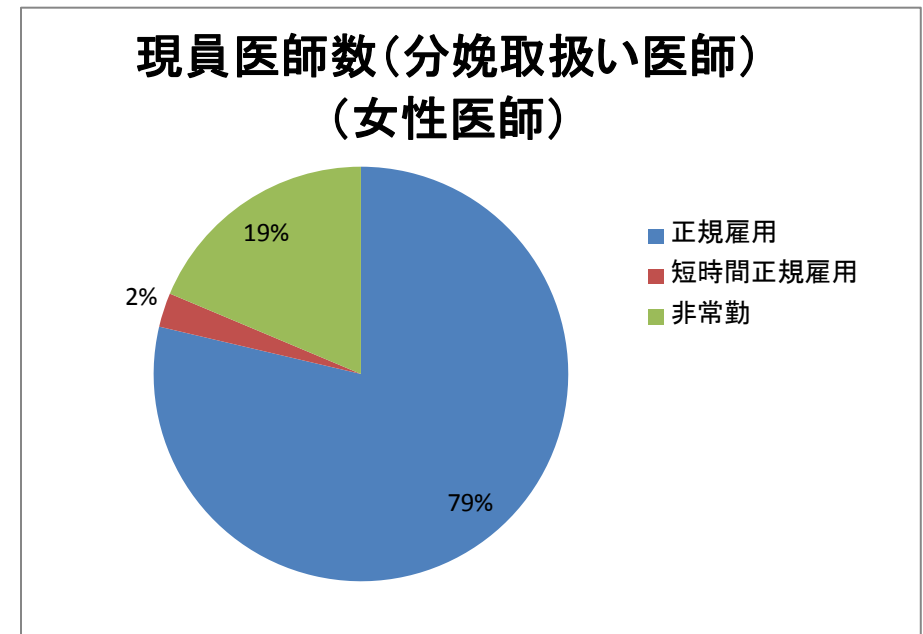
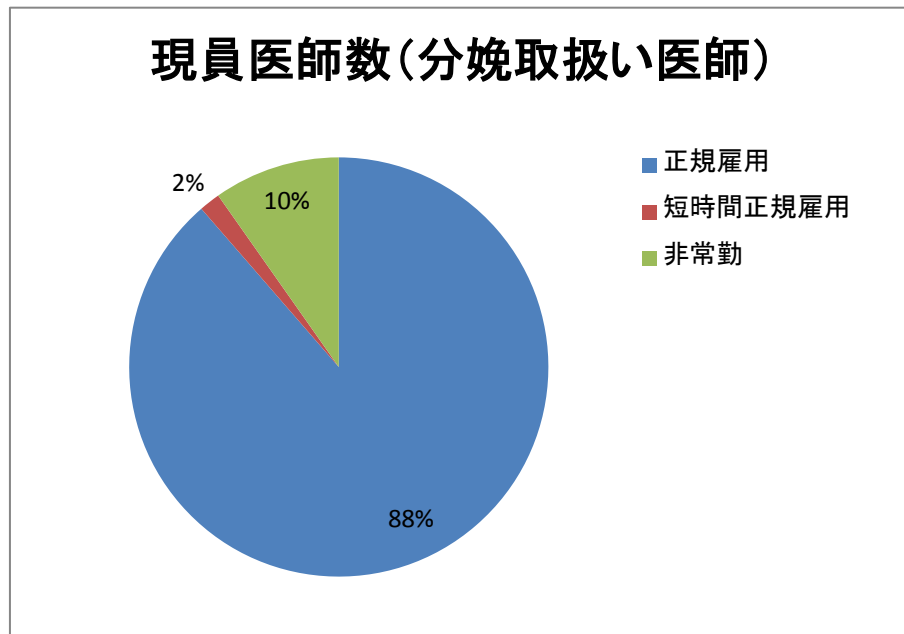
	現員医師数			
	A=B+C+D	正規雇用B	短時間正規雇用C	非常勤D
現員医師数	6,535	5,324	153	1,058
うち女性医師	1,155	809	48	298
女性医師の割合	17.7 %	15.2 %	31.4 %	28.2 %



【分娩取扱い医師(再掲)】

単位:人

	現員医師数			
	A=B+C+D	正規雇用B	短時間正規雇用C	非常勤D
現員医師数	246	218	4	24
うち女性医師	75	59	2	14
女性医師の割合	30.5 %	27.1 %	50.0 %	58.3 %



2 必要医師数について

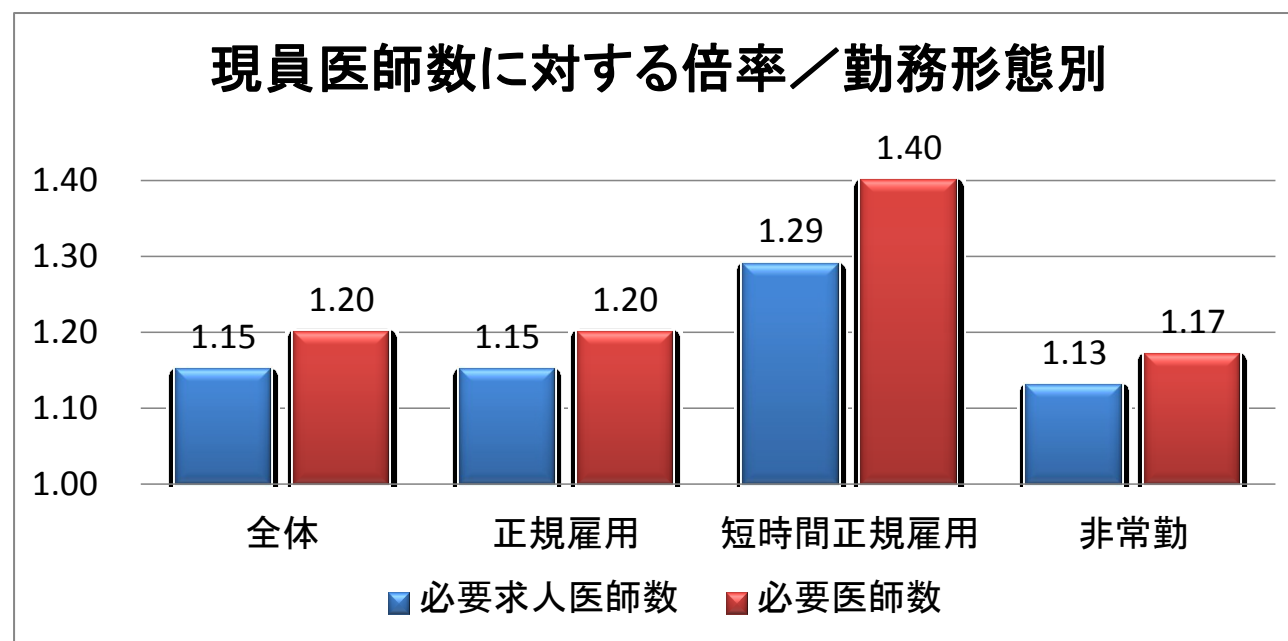
(1) 必要医師数(総数)

必要求人医師数は986人であり、現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.15倍であった。また、調査時点において求人していないが、医療機関が必要と考えている必要非求人医師数を含めた必要医師数は1,326人であり、現員医師数と必要医師数の合計数は、現員医師数の1.20倍であった。

分娩取扱い医師(再掲)の必要求人医師数は46人であり、現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.19倍であった。また、調査時点において求人していないが、医療機関が必要と考えている必要非求人医師数を含めた必要医師数は71人であり、現員医師数と必要医師数の合計数は、現員医師数の1.29倍であった。(以下の倍率は、すべて「現員医師数に対する倍率」である)

単位:人、倍

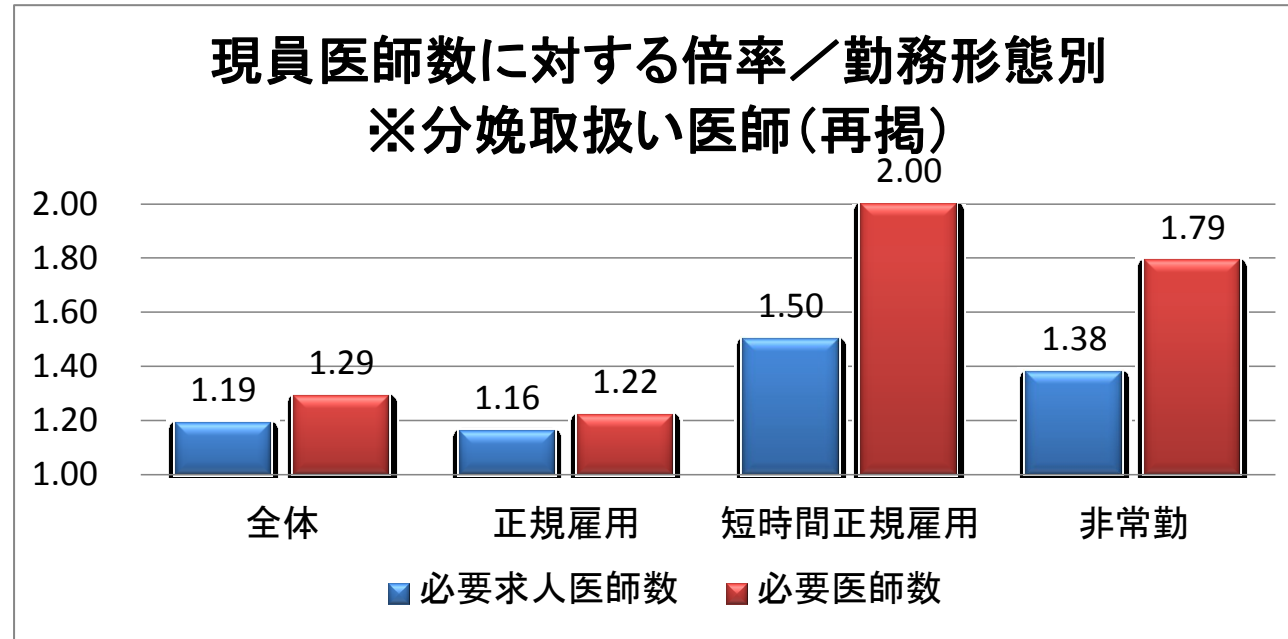
区分	現員医師数 A	必要求人医師数		(参考)必要医師数	
		B	倍率(A+B)/A	C	倍率(A+C)/A
正規雇用	5,324	804	1.15	1,088	1.20
短時間正規雇用	153	45	1.29	61	1.40
非常勤	1,058	137	1.13	177	1.17
計	6,535	986	1.15	1,326	1.20



【分娩取扱い医師(再掲)】

単位:人、倍

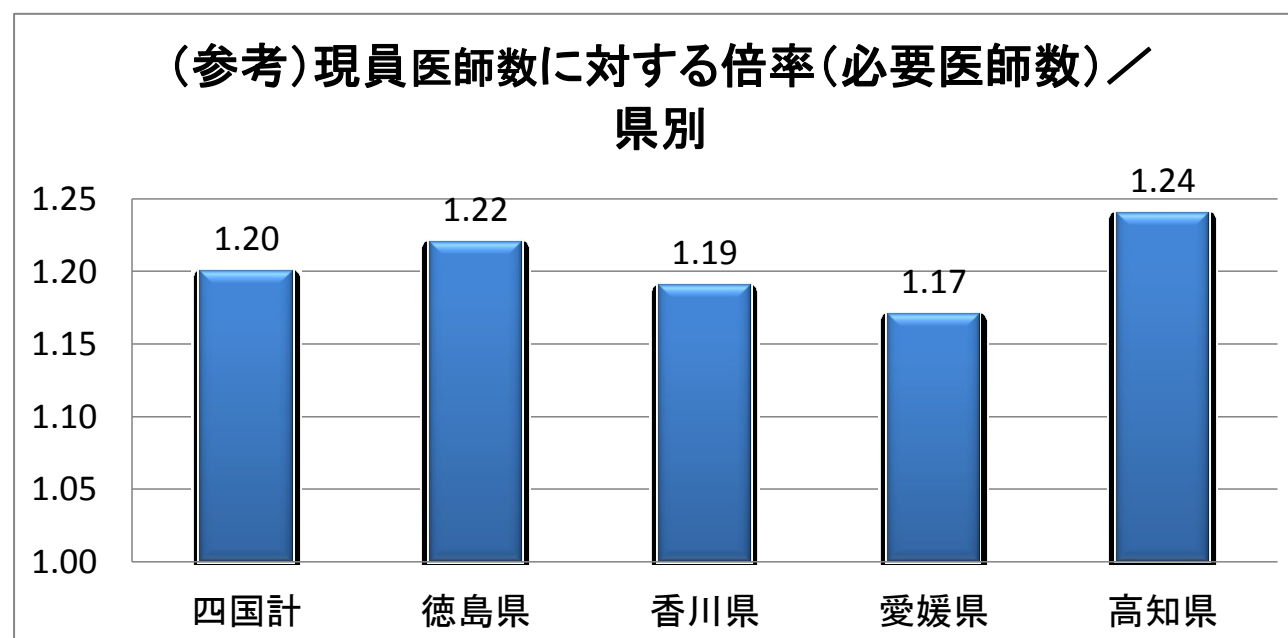
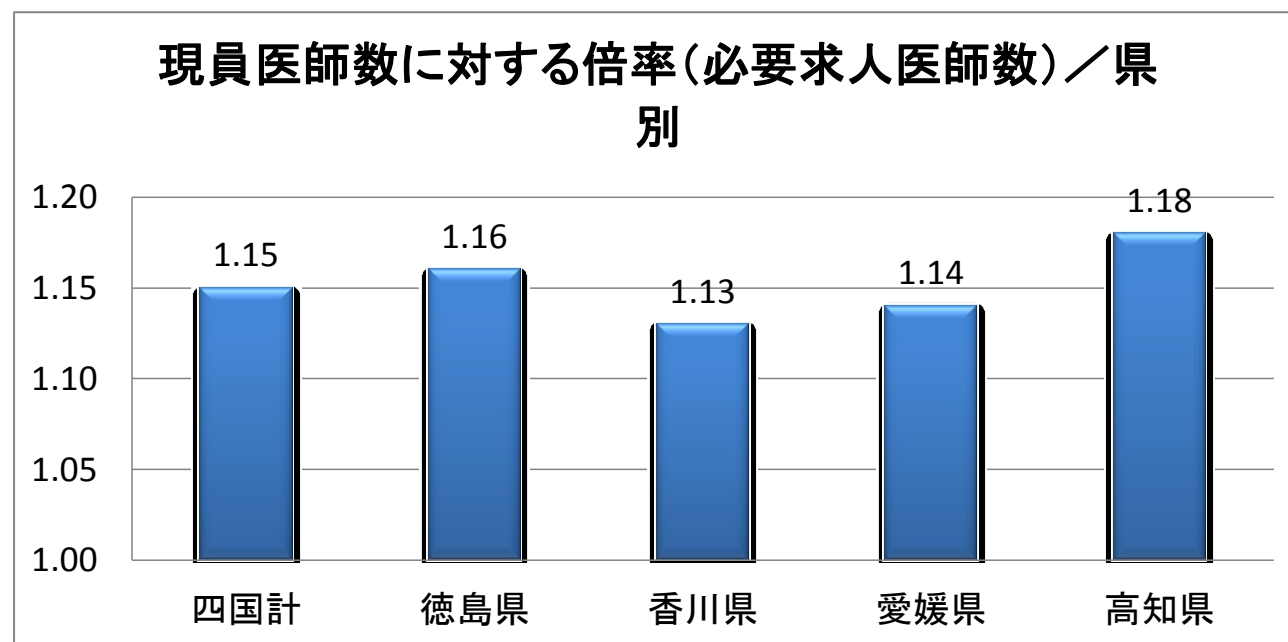
	現員医師数 A	必要求人医師数 B		(参考)必要医師数 C	
			倍率(A+B)/A		倍率(A+C)/A
正規雇用	218	35	1.16	48	1.22
短時間正規雇用	4	2	1.50	4	2.00
非常勤	24	9	1.38	19	1.79
計	246	46	1.19	71	1.29



(2)必要医師数(県別)

単位:人、倍

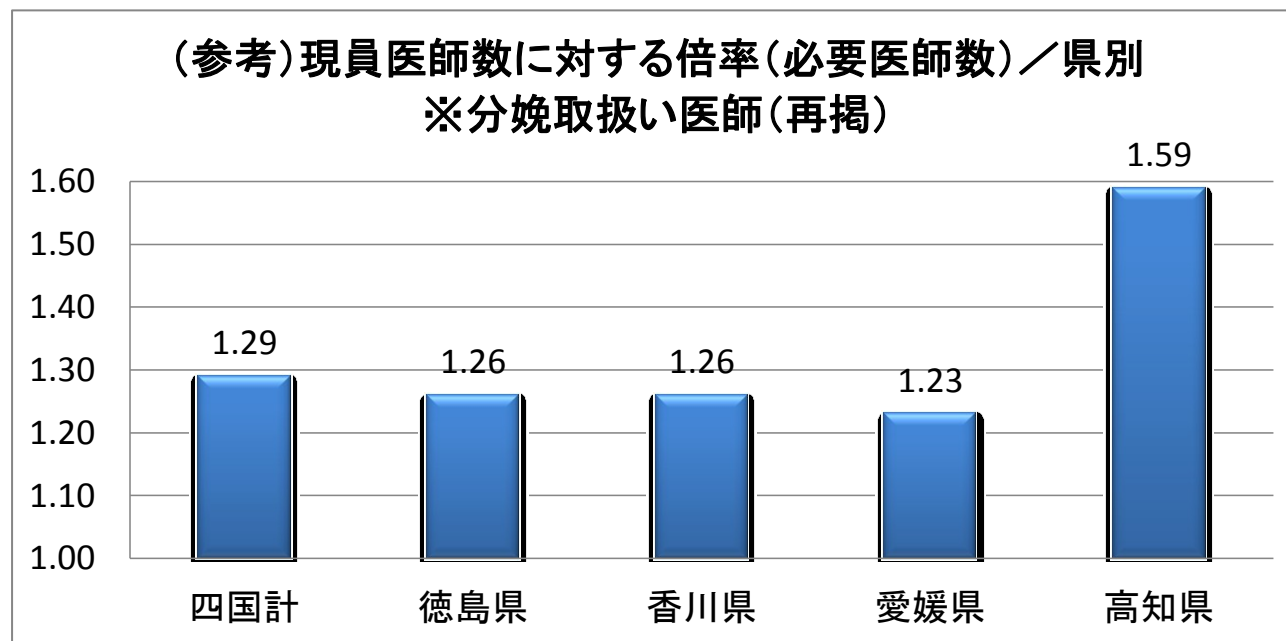
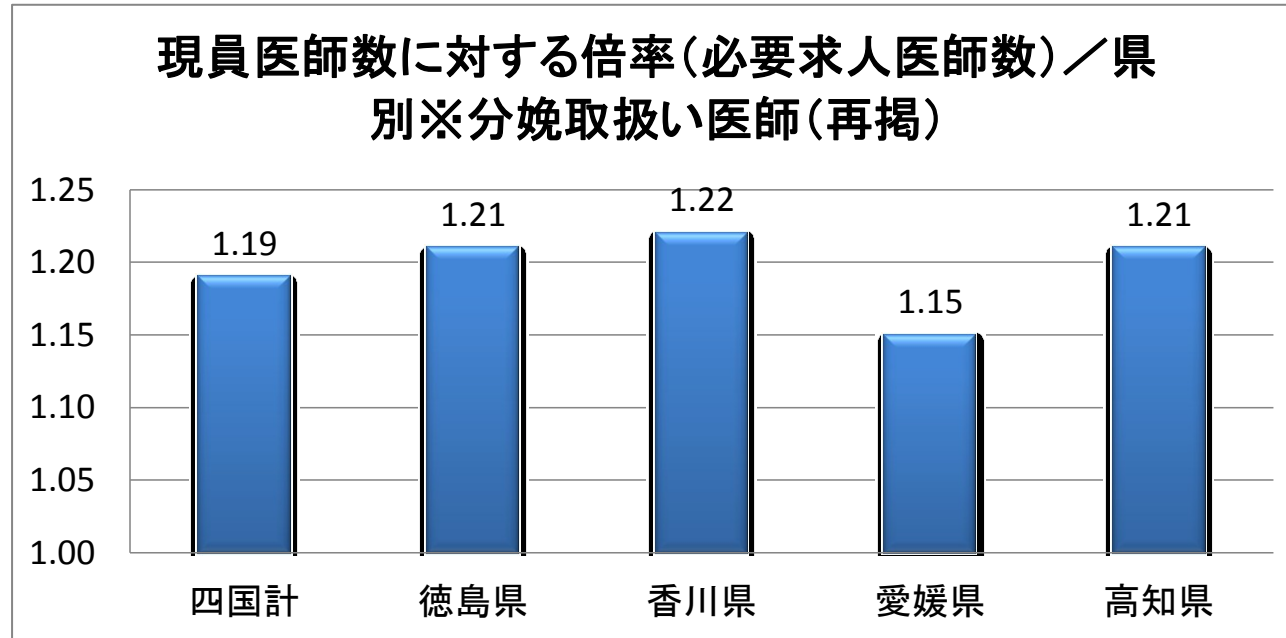
都道府県名	現員医師数 A	必要求人医師数 B		(参考)必要医師数 C	
			倍率(A+B)/A		倍率(A+C)/A
1 徳島県	1,268	203	1.16	281	1.22
2 香川県	1,637	214	1.13	313	1.19
3 愛媛県	2,129	305	1.14	371	1.17
4 高知県	1,501	264	1.18	361	1.24
計	6,535	986	1.15	1,326	1.20



【分娩取扱い医師(再掲)】

単位:人、倍

	都道府県名	現員医師数 A	必要求人医師数		(参考)必要医師数	
			B	倍率(A+B)/A	C	倍率(A+C)/A
1	徳島県	42	9	1.21	11	1.26
2	香川県	72	16	1.22	19	1.26
3	愛媛県	103	15	1.15	24	1.23
4	高知県	29	6	1.21	17	1.59
計		246	46	1.19	71	1.29



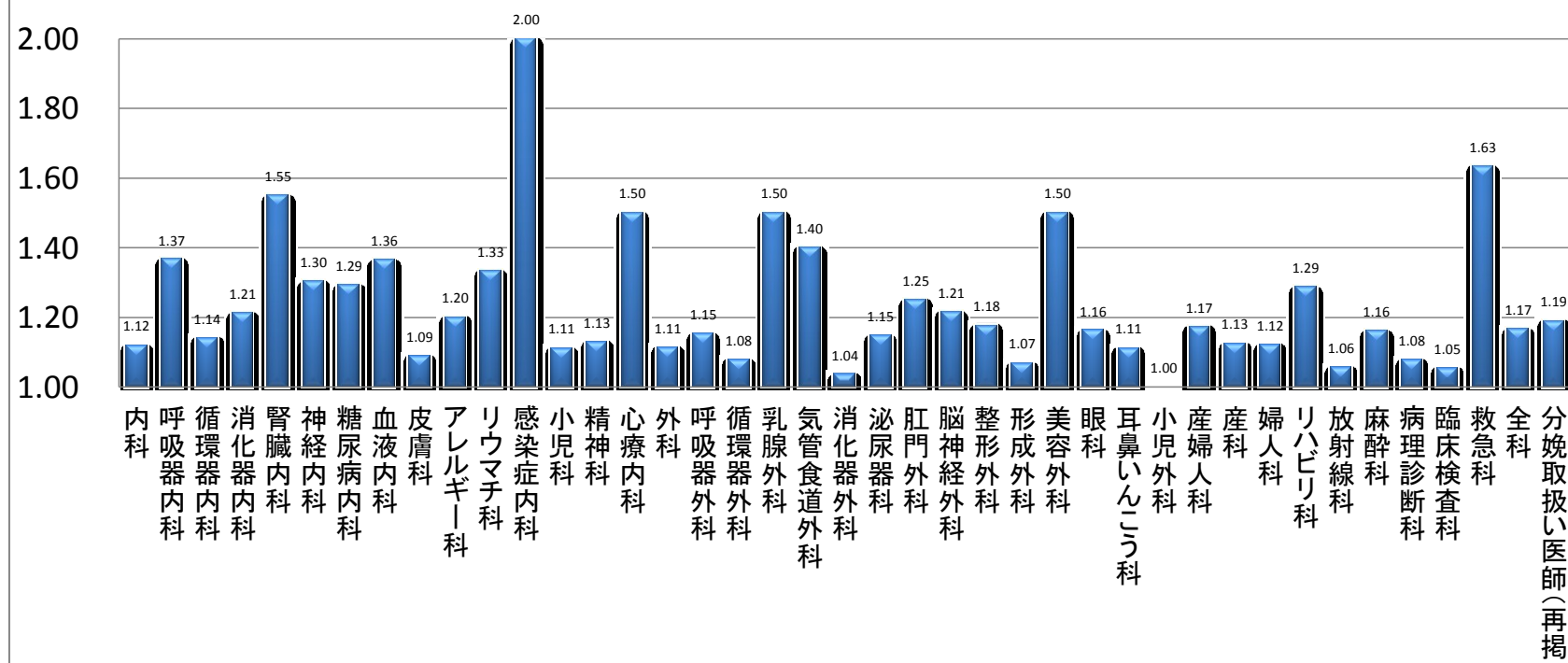


(3)必要医師数(診療科別)

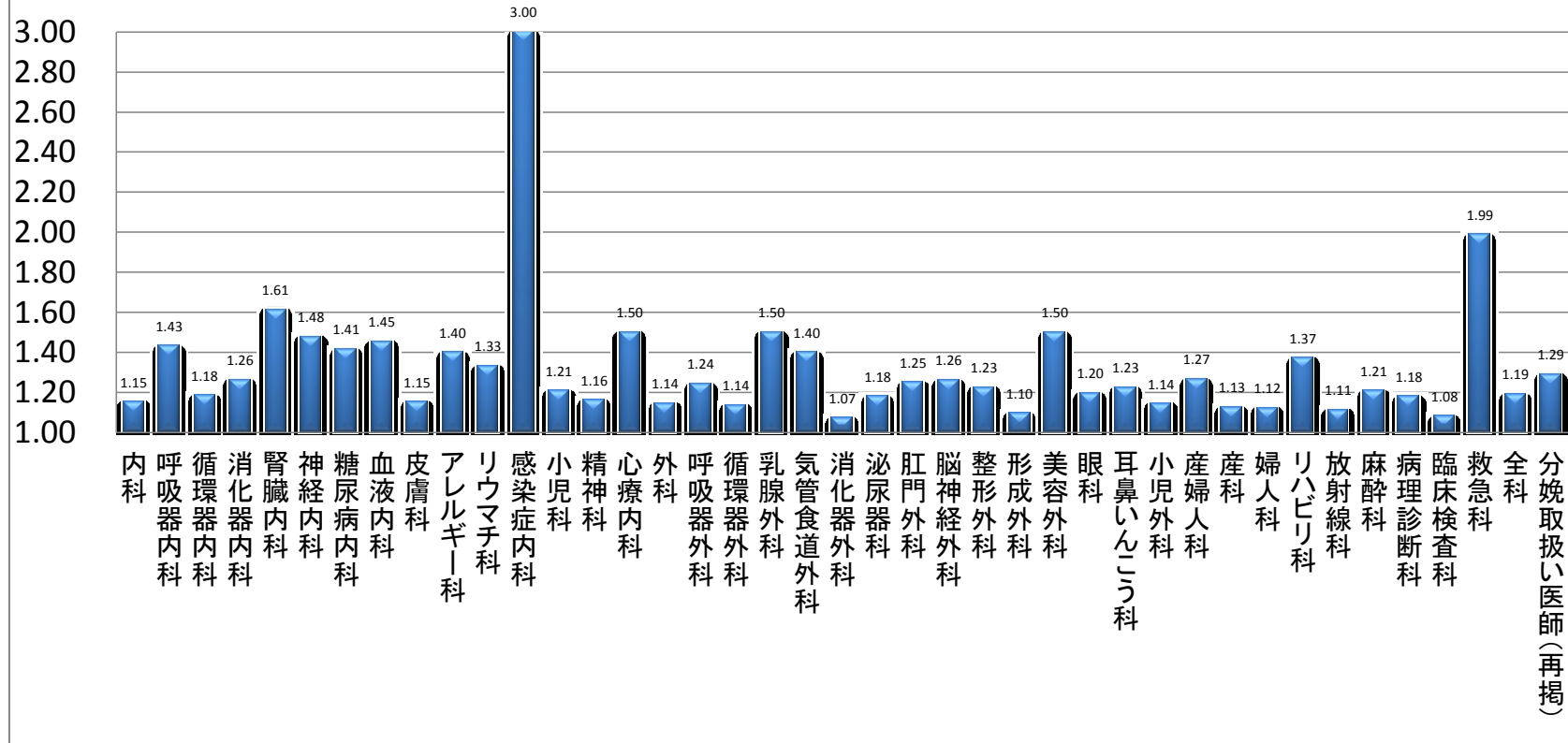
単位:人、倍

	診療科名	現員医師数 A	必要求人医師数		(参考)必要医師数	
			B	倍率(A+B)/A	C	倍率(A+C)/A
1	内科	1,533	184	1.12	234	1.15
2	呼吸器内科	93	34	1.37	40	1.43
3	循環器内科	285	40	1.14	52	1.18
4	消化器内科	198	42	1.21	52	1.26
5	腎臓内科	31	17	1.55	19	1.61
6	神経内科	63	19	1.30	30	1.48
7	糖尿病内科	41	12	1.29	17	1.41
8	血液内科	33	12	1.36	15	1.45
9	皮膚科	125	11	1.09	19	1.15
10	アレルギー科	5	1	1.20	2	1.40
11	リウマチ科	18	6	1.33	6	1.33
12	感染症内科	1	1	2.00	2	3.00
13	小児科	295	33	1.11	61	1.21
14	精神科	452	58	1.13	73	1.16
15	心療内科	8	4	1.50	4	1.50
16	外科	672	76	1.11	97	1.14
17	呼吸器外科	33	5	1.15	8	1.24
18	循環器外科	51	4	1.08	7	1.14
19	乳腺外科	8	4	1.50	4	1.50
20	気管食道外科	5	2	1.40	2	1.40
21	消化器外科	84	3	1.04	6	1.07
22	泌尿器科	238	35	1.15	43	1.18
23	肛門外科	4	1	1.25	1	1.25
24	脳神経外科	261	56	1.21	68	1.26
25	整形外科	531	94	1.18	120	1.23
26	形成外科	73	5	1.07	7	1.10
27	美容外科	4	2	1.50	2	1.50
28	眼科	179	29	1.16	35	1.20
29	耳鼻いんこう科	142	16	1.11	32	1.23
30	小児外科	14	0	1.00	2	1.14
31	産婦人科	256	44	1.17	68	1.27
32	産科	16	2	1.13	2	1.13
33	婦人科	33	4	1.12	4	1.12
34	リハビリ科	70	20	1.29	26	1.37
35	放射線科	249	14	1.06	28	1.11
36	麻酔科	242	39	1.16	50	1.21
37	病理診断科	39	3	1.08	7	1.18
38	臨床検査科	37	2	1.05	3	1.08
39	救急科	71	45	1.63	70	1.99
40	全科	42	7	1.17	8	1.19
合 計		6,535	986	1.15	1,326	1.20
(再掲)分娩取扱い医師		246	46	1.19	71	1.29

現員医師数に対する倍率(必要求人医師数)／診療科別



(参考)現員医師数に対する倍率(必要医師数)／診療科別



3 必要求人医師の求人理由・求人方法について(複数回答あり)

(1)求人理由について(複数回答あり)

求人理由として多かったのは、「現員医師の負担軽減(入院又は外来患者数が多い)、682件」、「現員医師の負担軽減(日直・宿直が多い)、564件」、「退職医師の補充、445件」であった。

求人理由	件数	全件数に占める割合
現員医師の負担軽減(入院又は外来患者数が多い)	682 件	25.29 %
現員医師の負担軽減(日直・宿直が多い)	564 件	20.91 %
退職医師の補充	445 件	16.50 %
救急医療への対応	430 件	15.94 %
外部機関からの派遣等から自己確保へ	198 件	7.34 %
非常勤医師により滞りなく業務が進められているが正規雇用が望ましいと考えるため	128 件	4.75 %
近々医師の退職が予定されているため	109 件	4.04 %
休診中の診療科の再開	85 件	3.15 %
休棟・休床している病棟・病床の再開	56 件	2.08 %
計	2,697 件	100.00 %

(2)求人方法について(複数回答あり)

求人方法として多かったのは、「大学(医局等)へ依頼、778件」、「インターネットへ掲載、548件」、「個人的に依頼、412件」であった。

求人方法	件数	全件数に占める割合
大学(医局等)へ依頼	778 件	29.71 %
インターネットへ掲載	548 件	20.92 %
個人的に依頼	412 件	15.73 %
民間業者へ依頼	395 件	15.08 %
医師会の医師バンク等へ登録	221 件	8.44 %
都道府県へ依頼	178 件	6.80 %
医学雑誌求人広告	56 件	2.14 %
都道府県ドクタープール制度の活用	31 件	1.18 %
計	2,619 件	100.00 %

4 必要非求人医師数の必要理由・求人していない理由について(複数回答あり)

(1)必要理由について(複数回答あり)

求人理由として多かったのは、「現員医師の負担軽減(入院又は外来患者数が多い)、245件」、「現員医師の負担軽減(日直・宿直が多い)、168件」、「救急医療への対応、132件」であった。

必要理由	件数	全件数に占める割合
現員医師の負担軽減(入院又は外来患者数が多い)	245 件	31.05 %
現員医師の負担軽減(日直・宿直が多い)	168 件	21.29 %
救急医療への対応	132 件	16.73 %
退職医師の補充	98 件	12.42 %
外部機関からの派遣等から自己確保へ	48 件	6.08 %
非常勤医師により滞りなく業務が進められているが正規雇用が望ましいと考えるため	41 件	5.20 %
近々医師の退職が予定されているため	34 件	4.31 %
休棟・休床している病棟・病床の再開	12 件	1.52 %
休診中の診療科の再開	11 件	1.39 %
計	789 件	100.00 %

## (2) 求人していない理由(複数回答あり)

求人していない理由	件数	全件数に占める割合
具体的な求人計画は今後検討	154 件	47.53 %
求人しても確保が見込めない	122 件	37.65 %
経営的理由	48 件	14.81 %
計	324 件	100.00 %

## 5 医療機関の医師確保対策について(複数回答あり)

## (1) 現在、医療機関で行っている医師確保対策の取り組みについて

現在、医療機関で行っている医師確保対策の取り組みとして多かったのは、「勤務手当(手術手当、分娩手当などの労働基準法以外の手当)等の処遇改善195件」、「医師事務補助者の配置106件」、「短時間正規雇用等弾力的な勤務形態の導入105件」であった。

現在、医療機関で行っている取り組み	件数	全件数に占める割合
勤務手当(手術手当、分娩手当など労働基準法以外の手当)等の処遇改善	195 件	28.59 %
医師事務補助者の配置	106 件	15.54 %
短時間正規雇用等弾力的な勤務形態の導入	105 件	15.40 %
院内保育所の設置	103 件	15.10 %
看護師等との業務分担見直しによる業務負担軽減	99 件	14.52 %
交替制勤務の実態	74 件	10.85 %
計	682 件	100.00 %

## (2) 現時点では行っていないが、行えば効果が高いと考えられる取り組みについて

現時点では行っていないが、行えば効果が高いと考えられる取り組みとして多かったのは、「医師事務補助者の配置141件」、「短時間正規雇用等弾力的な勤務形態の導入102件」、「看護師等との業務分担見直しによる業務負担軽減97件」であった。

効果が高いと考えられる取り組み	件数	全件数に占める割合
医師事務補助者の配置	141 件	27.92 %
短時間正規雇用等弾力的な勤務形態の導入	102 件	20.20 %
看護師等との業務分担見直しによる業務負担軽減	97 件	19.21 %
勤務手当(手術手当、分娩手当など労働基準法以外の手当)等の処遇改善	65 件	12.87 %
交替制勤務の実態	61 件	12.08 %
院内保育所の設置	39 件	7.72 %
計	505 件	100.00 %